

第 1 章 事務処理に関する審査基準

第 1 節 定義等

第 1 危険物の判定

危険物の判定については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(H 元. 7. 4 消防危第 64 号、H. 元. 12. 21 消防危第 114 号、H. 2. 3. 31 消防危第 28 号、H2. 5. 22 消防危第 57 号、H. 2. 10. 31 消防危第 105 号及び H. 14. 2. 26 消防危第 29 号の各質疑)により判定するほか、以下の内容に留意すること。

なお、第 4 類の危険物の試験方法については、第 3 章第 1 節「第 4 類の危険物の試験方法」によること。

1 発電所、変電所等の取扱い

発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの付属設備で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの(以下「変圧器等」という。)については、危険物関係法令の規制の対象としないことができる。

ただし、使用していない変圧器等に油類を内蔵している場合は、危険物関係法令の規制の対象とする。

また、危険物関係法令の規制の対象としていない変圧器等について、指定数量以上の油類の入れ替え等を行う場合は、仮取扱とする。

2 工事現場等における可搬形発電設備の同一場所の扱いについて (R. 5. 3. 24 消防危第 63 号質疑)

工事現場等の屋外において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合、可搬形発電設備相互間に 2 メートル以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるなど火災予防上有効な措置を講じれば火災危険性が高まるとは考えにくいとため、このような措置を講じた可搬形発電設備をそれぞれ一の取扱場所とみなしてかまわない。

3 自動車の燃料タンクについて (S. 49. 7. 30 消防危第 102 号質疑)

自動車の燃料タンクに収納している危険物については、危険物関係法令の規制の対象としない。

4 燃料タンクに危険物を収納した自動車等の搬送について (R. 5. 3. 24 消防危第 63 号質疑)

燃料タンクに危険物を収納した自動車等(危政令第 3 条第 1 号の「自動車等」をいう。)をトラック等の車両の荷台に積載し、又は車両により牽引して搬送する行為は、法第 16 条の危険物の運搬には該当しない。

5 リチウムイオン蓄電池等の取り扱いについて

(1) 第 4 類の危険物を電解液として内蔵するリチウムイオン電池は、危険物を収納しているものとみなす。(H. 8. 4. 2 消防危第 48 号質疑)

- (2) 指定数量未満のリチウムイオン蓄電池等を複数置く場合の指定数量の算定の考え方については「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(H. 23. 12. 27 消防危第 303 号通知) 及び「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」(R4. 4. 27 消防危第 96 号通知) によること。
- (3) 車載用リチウムイオン蓄電池における指定数量の算定の考え方については「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」(R4. 12. 26 消防危第 295 号通知) 及び「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」(R5. 7. 7 消防危第 214 号通知) によること。
- 6 除菌用のウェットティッシュなどの第 4 類アルコール類が染み込んだ紙であって通常の状態(常温・常圧)において第 4 類アルコール類が紙からにじみ出ない場合、当該第 4 類アルコール類が染み込んだ紙は非危険物として取り扱って差支えない。(H. 22. 12. 28 消防危第 297 号質疑)
- 7 免震用及び制振(震)用オイルダンパーについて (H. 28. 3. 23 消防危第 42 号質疑)
- 建築物に設置された免震用及び制振(震)用オイルダンパーのうち、第三石油類等の危険物を取り扱うもので、当該オイルダンパー 1 基が取り扱う危険物の数量は指定数量未満であっても、建築物に設置された全てのオイルダンパーが取り扱う危険物の数量を合計すれば指定数量以上となる場合、次の各号の要件に適合するものにあつては、当該オイルダンパーを一の取扱場所として差し支えないこと。
- (1) 取り扱う危険物は、指定数量の 5 分の 1 未満の高引火点危険物(引火点が 100 度以上の第四類の危険物)であること。
- (2) 円筒状の鋼製シリンダー及びその付属部分に危険物が密閉されているものであること。

第 2 危険物製造所等の定義

危険物製造所等の定義は、次によるものとする。

- 1 製造所とは、危険物又は非危険物を原料として、種々の作業工程を経て、その結果として危険物が製造される施設をいう。(S. 34. 10. 10 国消甲予発第 17 号通知)また、製造所における危険物以外の物品の製造は、次によるものとする。
- (1) 製造所において、当該施設の設備を用いて危険物に該当しない物品を製造可能な場合があるが、次のアからエの要件を満たす場合は、当該物品の製造を認められる。(H. 24. 8. 28 消防危第 199 号質疑)
- ア 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。
- イ 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応をおこさないものであること。
- ウ 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
- エ 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。
- (2) 製造所における危険物の充てん等 (H. 24. 8. 28 消防危第 199 号質疑)

製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰め替え又は充てん（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取り扱いとして扱う。

(3) 製造所において危険物の製造から容器への詰替えまでの工程を、一連の危険物の製造工程として捉え、製造所内での容器の詰替えを認めて差し支えない。(R2.3.16 消防危第 67 号 質疑)

2 貯蔵所とは、危険物をタンク内部で貯蔵する施設、若しくは容器等に収納されている危険物を屋内又は屋外で貯蔵する施設をいい、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び屋外貯蔵所に区分される。

この場合において、当該タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取り扱いとする。また、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為は、指定数量未満に限り、当該貯蔵に伴う取り扱いとする。

3 取扱所とは、危険物の給油、販売、移送、消費、循環、充填、混合等を行う施設であって、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所及び一般取扱所に区分される。

なお、一般取扱所とは、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所以外の施設において、危険物の消費、循環、充填、混合、詰替え等危険物を取り扱う施設又は危険物を原料に非危険物を製造する施設をいう。

第3 危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法

危険物製造所等における最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法は、次により行うものとする。

1 製造所

製造所の最大取扱数量の算定は、危険物又は非危険物を原料として危険物を製造する場合、1日における原料と製品の危険物の指定数量の倍数を比較し、大なるものの取扱数量をもって当該製造所の最大取扱数量とすること。(S.40.4.15 自消丙予発第 71 号質疑)(S.58.6.17 消防危第 54 号質疑)

なお、当該製造所において、当該原料及び製品以外に危険物を取り扱う設備等がある場合には、当該製造所の最大取扱数量に、これらの危険物を取り扱う設備等の取扱数量を合算して、最大取扱数量とするものとする。

例1：製造工程が1日で完了する場合

製造設備において、原油 10,000ℓ及びノルマルブタン 1,000 kgを原料としてガソリン 2,000ℓ、灯油 3,000ℓ及び重油 4,000ℓを製造し、かつ、当該製造所内に作動油 1,200ℓを取り扱うその他の設備がある場合は、原料の倍数が製品の倍数より大きくなるので最大取扱数量及び倍数については、原料とその他の合計となり最大数量は第1石油類 10,000ℓ、第4石油類 1,200ℓ、倍数 50.2 倍となる。

原料危険物			製造危険物		
品名等	使用量	倍数	品名等	製造量	倍数
原油（第1石油類）	10,000 ℓ	50	ガソリン	2,000 ℓ	10
ノルマルブタン （非危険物）	1,000 kg	—	灯油	3,000 ℓ	3
			重油	4,000 ℓ	2

その他 ----- 作動油（第4石油類） 1,200ℓ 0.2倍

例2：製造工程が2日以上にわたる場合

製造設備において、1日目は、トルエン 230ℓに濃硝酸 240 kg及び濃硫酸 350 kgを加えてニトロ化し、ニトロトルエンとして、これを分液、洗浄する。2日目は、ニトロトルエンをさらにニトロ化するため、濃硝酸 240 kg及び濃硫酸 680 kgを加えてジニトロトルエンとし、これを分液、沸騰水にて洗浄する。3日目は、ジニトロトルエンの結晶を水洗、乾燥してジニトロトルエン 320 kgを得る。

これを整理すると下表のようになり、これから最大倍数となるのは、ジニトロトルエンを製造する工程の3日目であり、最大取扱倍数は3.2となる。

日程	原料危険物			製造危険物		
	品名等	使用量	倍数	品名等	製造量	倍数
1日目	トルエン （第1石油類） （非水溶性）	230ℓ	1.15	ニトロトルエン （第3石油類） （非水溶性）	220ℓ	0.11
	濃硝酸（第6類）	240 kg	0.80			
	濃硫酸（非危険物）	350 kg	—			
	倍数合計	—	1.95			
2日目	ニトロトルエン （第3石油類） （非水溶性）	220 ℓ	0.11	—	—	—
	濃硝酸（第6類）	240 kg	0.80			
	濃硫酸（非危険物）	680 kg	—			
	倍数合計	—	0.91			
3日目	—	—	—	ジニトロトルエン （第5類、第2種自己反応）	320 kg	3.2
	倍数合計	—	—	倍数合計	—	3.2

例3：同一設備を用いて1日に複数の工程で複数の危険物を製造する場合

A、B及びC工程において、下表左欄のような種類、数量の危険物を原料として、下表右欄の危険物を製造する場合は、いずれの工程においても原料危険物より製造危険物の取扱倍数が大きく、最大倍数は3工程の製造危険物の取扱倍数の合計15となる。

工 程	原 料 危 険 物			製 造 危 険 物		
	品名等	使用量	倍数	品名等	製造量	倍数
A工程	トルエン (第1石油類) (非水溶性)	300 ℓ	1.5	合成樹脂 クリヤー塗料 (第1石油類) (非水溶性)	1,000 ℓ	5.0
	さく酸エチル (第1石油類) (非水溶性)	300 ℓ	1.5			
	倍数合計	—	3.0	倍数合計	—	5.0
B工程	トルエン (第1石油類) (非水溶性)	200 ℓ	1.0	合成樹脂 エナメル塗料 (第1石油類) (非水溶性)	1,000 ℓ	5.0
	さく酸エチル (第1石油類) (非水溶性)	200 ℓ	1.0			
	メタノール (アルコール類)	200 ℓ	0.5	倍数合計	—	5.0
C工程	トルエン (第1石油類) (非水溶性)	400 ℓ	2.0	合成樹脂 クリヤー塗料 (第1石油類) (非水溶性)	1,000 ℓ	5.0
	アセトン (第1石油類) (水溶性)	200 ℓ	0.5			
	さく酸エチル (第1石油類) (非水溶性)	100 ℓ	0.5	倍数合計	—	5.0

2 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の最大貯蔵数量の算定は、当該貯蔵所の面積と貯蔵方法から、最大に貯蔵できる量を最大貯蔵数量とすること。

3 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、及び移動タンク貯蔵所

危省令第2条のタンクの内容積の計算方法及び危省令第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。

4 給油取扱所(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

給油取扱所における最大取扱数量は、専用タンク、廃油タンク等（廃油タンク、ボイラー等に直接接続するタンク）及び簡易タンクの容量の合計により算定してもさしつかえないこと。

なお、危政令第3条第1号に規定する取扱い以外の危険物の貯蔵取扱いについては、指定数量未満である場合に限り認められるものであり、次に掲げる危険物をそれぞれ別個に指定数量未満ずつ保有することができる。この場合にあつては、指定数量の算定から除外してさしつかえないものとする。

- (1) 容器に入った危険物（灯油を含む。）
- (2) 危政令第17条第1項第15号に規定する給油取扱所の業務を行うために必要な設備（以下「附随設備」という。）等に収納されている危険物

5 販売取扱所

販売取扱所における最大取扱数量は、その販売取扱所において、貯蔵できる危険物の最大量をもって、最大取扱数量とする。

6 一般取扱所

- (1) 危険物の出荷、充填、詰替え等の一般取扱所については、1日の出荷能力、稼働時間等により、実態に即した最大取扱数量を算定すること。
- (2) 危険物を消費する一般取扱所は、1日における危険物の消費量とサービスタンクの容量を比較して、大なる数量を最大取扱数量とすることを基本とする。また、次のア及びイに掲げる施設の「1日における危険物の消費量」については、次のア及びイにより算定する。
 - ア 危険物を消費する一般取扱所のうち、非常用ディーゼル発電設備等非常用の施設にあつては、消防用設備等に係るものは2時間、その他のものは当該施設の稼働時間及び使用形態等の状況から実態に即した数量とするよう指導すること。
 - イ 危険物を消費する一般取扱所のうち、ボイラー、バーナー等を使用する時間が一定でないものは、当該施設の稼働時間及び使用形態等の状況から実態に即した数量とするよう指導すること。（S. 39. 7. 23 自消丙予発第73号質疑）
- (3) 油圧装置等危険物を循環させて使用する一般取扱所については、その装置内の瞬間最大停滞量又は20号タンクの容量のうちいずれか大なる方をもって最大取扱数量とすること。（S. 40. 4. 15 自消丙予発第71号質疑）
- (4) 危険物を原料として、非危険物を製造する一般取扱所については、製造所の例により算定すること。

第4 規制範囲

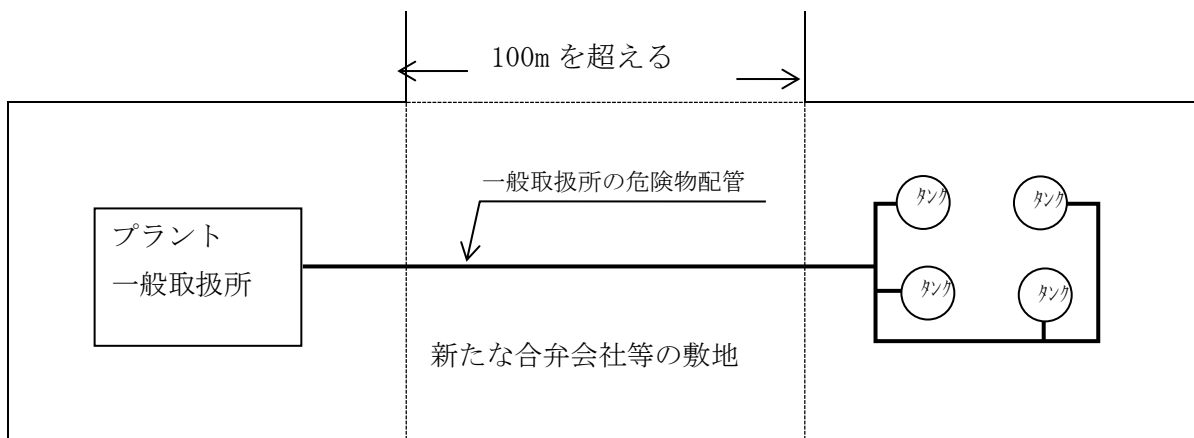
危険物製造所等の規制範囲は、次によるものとする。

1 製造所・一般取扱所

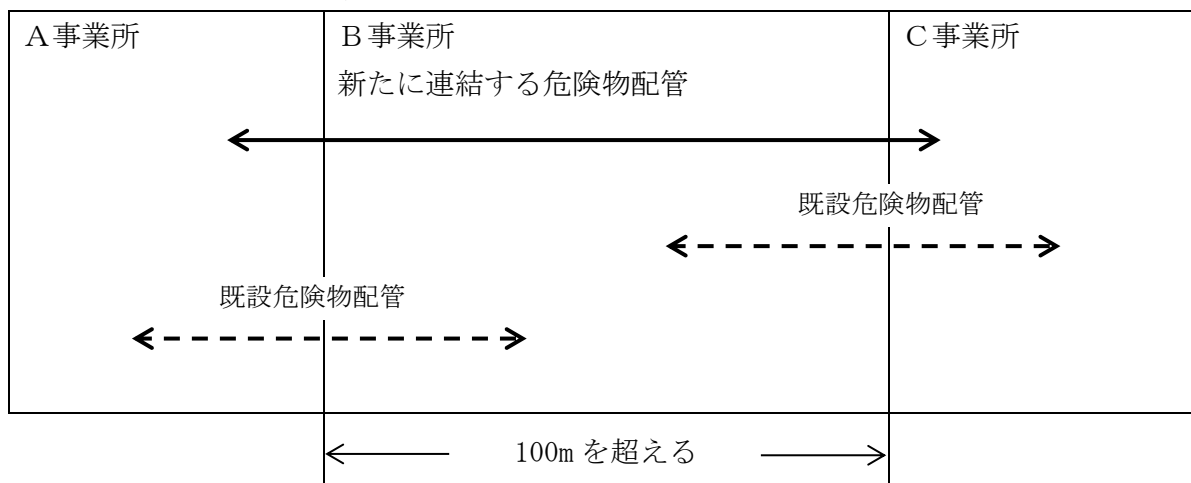
- (1) 原則として、建物内に設置するものにあつては一棟、屋外に設置する場合にあつては、一連の工程をもって一の許可単位とする。（S. 34. 10. 10 国消甲予発第17号通知）（S. 37. 4. 6 自消丙予発第44号質疑）
- (2) 当該製造所及び一般取扱所に附属する20号タンク、配管、その他の機器等（以下「附属

設備等」という。)を含めて規制するものであること。

- (3) 従前、同一の事業所内にあった一般取扱所の危険物配管に関して、同一事業所内に新たな合弁会社等を設立することにより、下図に示すように当該合弁会社等の敷地を 100mを超えて通過することとなる場合、当該合弁会社等の保安管理等が従前と同様に一元的に行われるのであれば、当該危険物配管については新たな移送取扱所として規制するのではなく、既設の一般取扱所のまま規制して差し支えないものとする。(H. 11. 6. 15 消防危第 58 号 質疑)



- (4) 隣接する複数の事業所間で、業務提携等により、原料、中間体等を相互利用しており、各事業所の危険物施設間を下図に示すように新たに配管で連結する場合、保安管理体制が一元的に行えるのであれば、当該配管について移送取扱所として規制するのではなく、既設の危険物施設の付属配管又は一般取扱所として規制して差し支えないものとする。(H. 11. 6. 15 消防危第 58 号 質疑)



2 屋内貯蔵所

一の屋内貯蔵所ごとに規制すること。

なお、一の建築物内に、複数の屋内貯蔵所を設ける場合、申請は、それぞれ別の屋内貯蔵所とする。

3 屋外タンク貯蔵所

屋外貯蔵タンク 1 基ごとに規制すること。

ただし、次に掲げる附属設備等が他の屋外タンク貯蔵所と共有する場合、当該附属設備等をいずれのタンクの設備とするかは、次の順位による。

(1) 防油堤は、次の順位による。

ア 容量が大きいタンク

イ 貯蔵する危険物の引火点が低いタンク

(2) 注入口は、次の順位による。

ア 貯蔵する危険物の引火点が低いタンク

イ 容量が大きいタンク

ウ 注入口との距離が近いタンク

(3) ポンプ設備は、前(2)注入口の例による。

4 屋内タンク貯蔵所

(1) 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごとに規制すること。

なお、当該専用室に複数のタンクがある場合も同様とする。

(2) 附属設備等が他の屋内タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の範囲は、前3屋外タンク貯蔵所の例によること。

5 地下タンク貯蔵所

(1) 地下貯蔵タンク 1 基ごとに規制すること。

ただし、次に掲げるタンクは、それぞれ一の地下タンク貯蔵所として規制することができるものであること。(S. 54. 12. 6 消防危第 147 号質疑)

ア 同一のタンク室内に設置されているもの

イ 同一の基礎上に設置されているもの

ウ 同一のふたで覆われているもの

(2) 附属設備等が他の地下タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の範囲は、前3屋外タンク貯蔵所の例によること。

6 簡易タンク貯蔵所

簡易貯蔵タンク 1 基ごとに規制すること。

ただし、3基までの簡易貯蔵タンク（品質を異にするものに限る。）を隣接して設置する場合は、一の簡易タンク貯蔵所として規制すること。

7 移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所は、1車両ごとに規制すること。

ただし、積載式移動タンク貯蔵所にあつては交換タンクを含めて規制すること。

8 屋外貯蔵所

一の屋外貯蔵所ごとに規制すること。

9 給油取扱所

一の給油取扱所ごとに規制すること。

なお、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク等、簡易貯蔵タンクを含むものとする。

10 販売取扱所

一の販売取扱所ごとに規制すること。

第5 手続き

(H. 11. 6. 15 消防危第 58 号質疑)

屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える際の申請は、建て替え後の屋外タンク貯蔵所の直径（横型タンクにあっては、たて及び横の長さをいう。）及び高さが建て替え前の屋外タンク貯蔵所の直径及び高さと同規模以下である場合は、法第11条第1項後段に規定する変更の許可によるものとする。

第6 危険物製造所等の相互における配管及び配管に接続される設備の範囲

(S. 57. 6. 25 予第 280 号枚寝通知)

危険物を取り扱う配管及び当該配管に接続される設備は、ポンプ設備、弁、継手等により配管の分岐点を決め、これに基づいていずれかの製造所等又は他の施設（少量危険物施設等）の附属設備とすること。

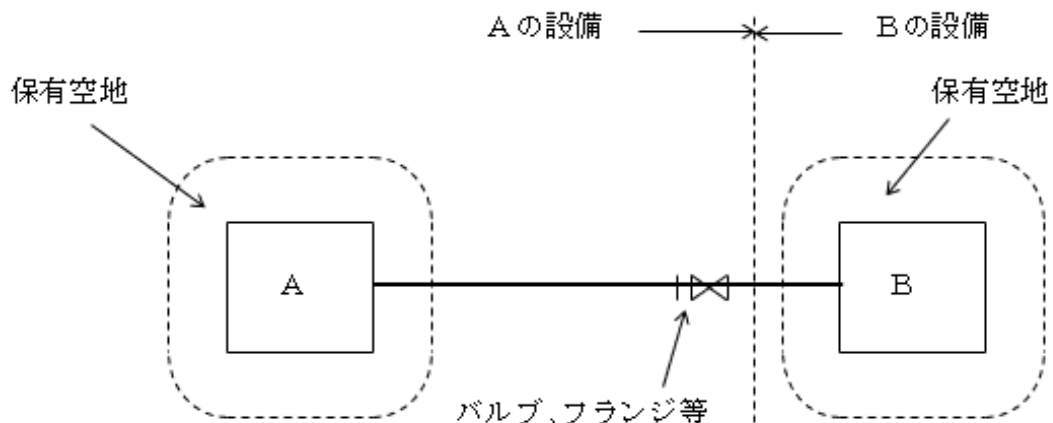
なお、2以上の製造所等の相互間又は製造所等と他の施設（少量危険物施設等）との間の配管の付属範囲は、原則として次のとおりとする。

	製造所・一般取扱所	危政令タンク
製造所・一般取扱所	指定数量の倍数の大きい施設	状況に応じて判断
危政令タンク	状況に応じて判断	容量の大きい貯蔵所、引火点の低い貯蔵所

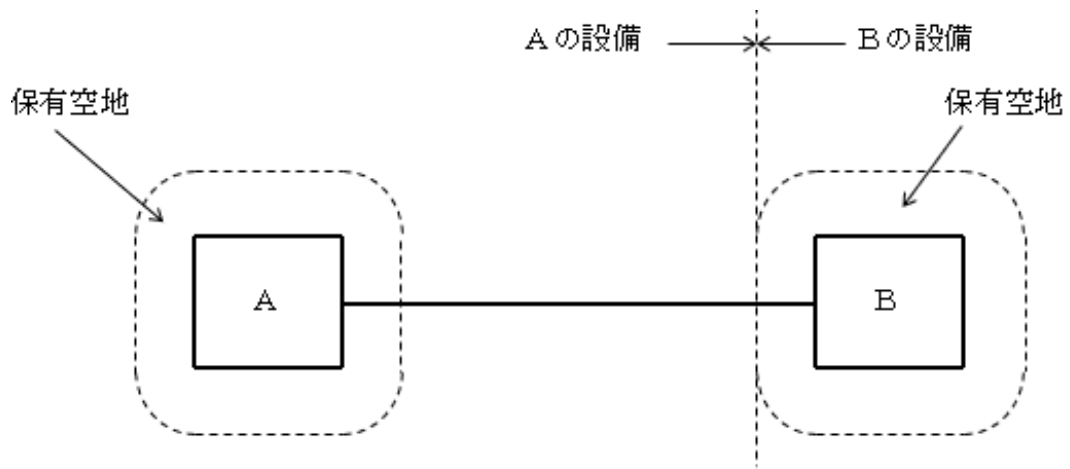
以下に、範囲例を示す。

1 製造所又は一般取扱所相互間の場合

例1 指定数量の倍数の大きい製造所又は一般取扱所（以下1，3において「A」という。）の附属配管の範囲は、原則としてAから指定数量の倍数の小さい製造所又は一般取扱所（以下1，3において「B」という。）の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までとする

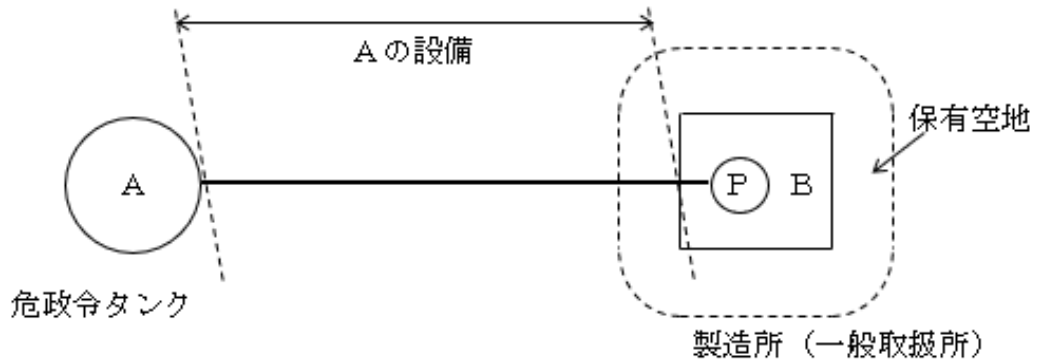


例2 パルプ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、保有空地境界で区分する。

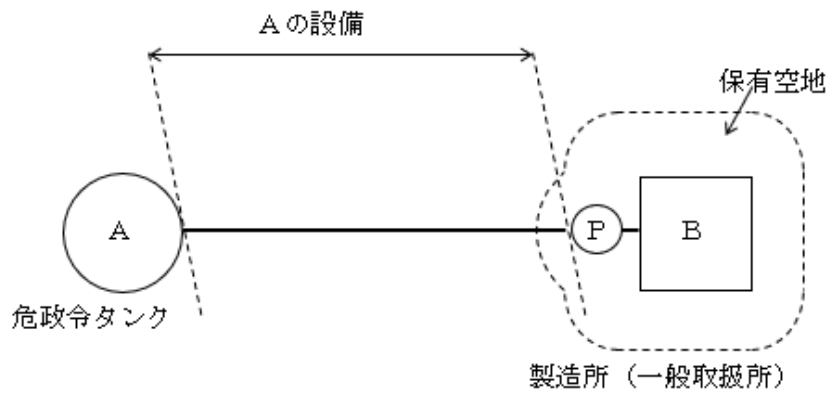


2 危政令タンクと製造所（一般取扱所）の場合

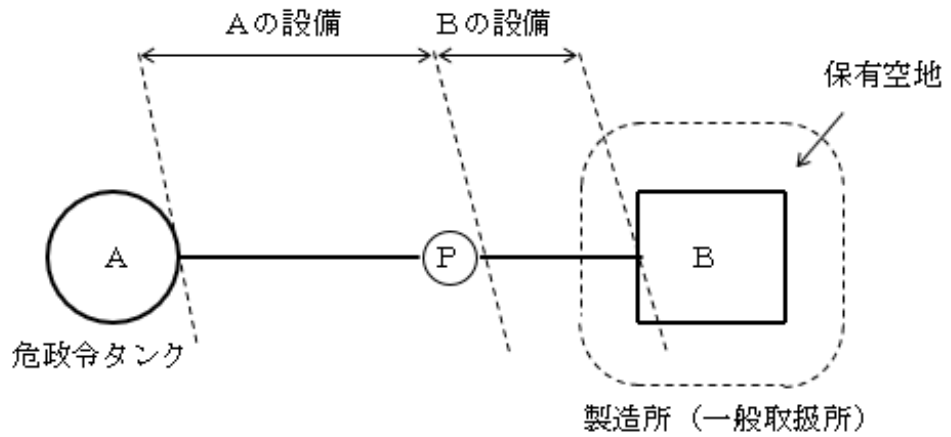
例1



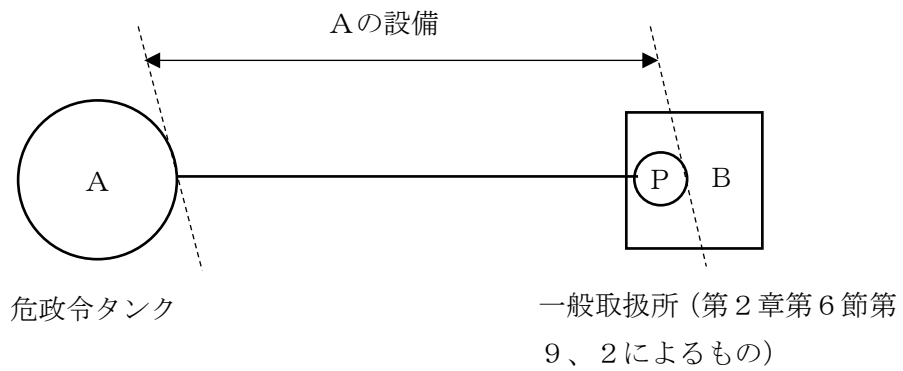
例2



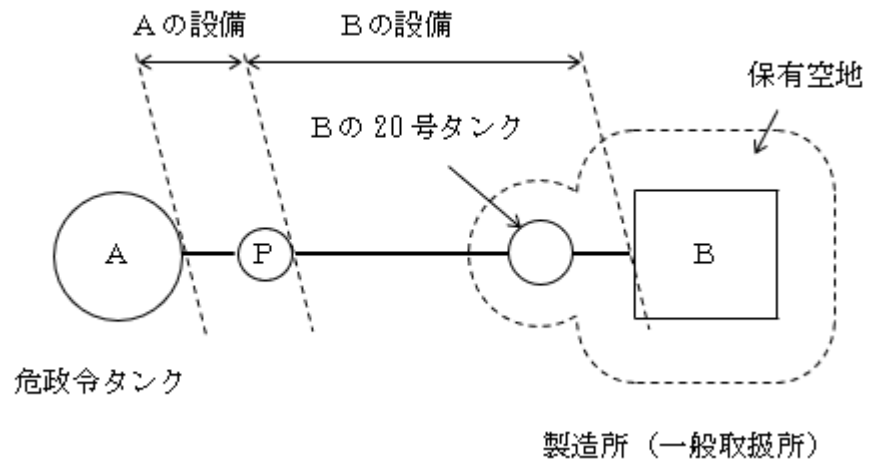
例3



例4

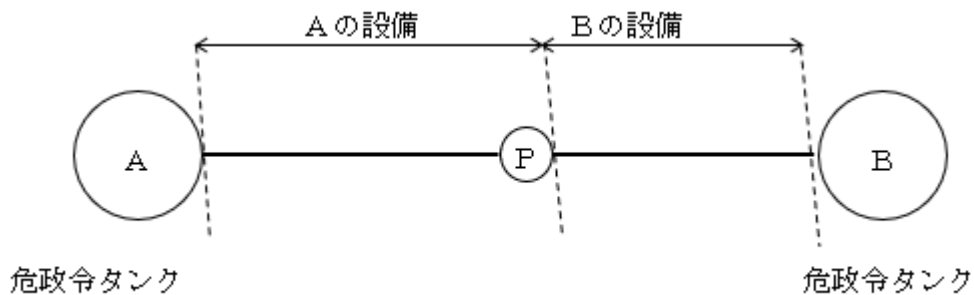


例5



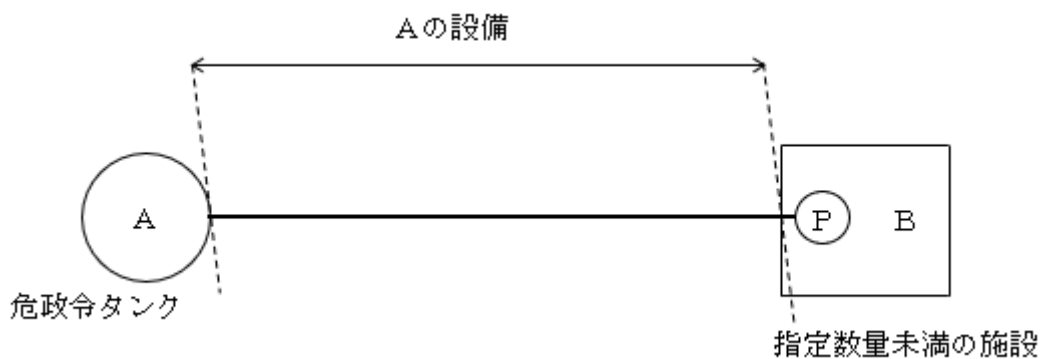
ただし、戻りの配管は、すべてBの施設の配管とする。

3 危政令タンク相互間の場合



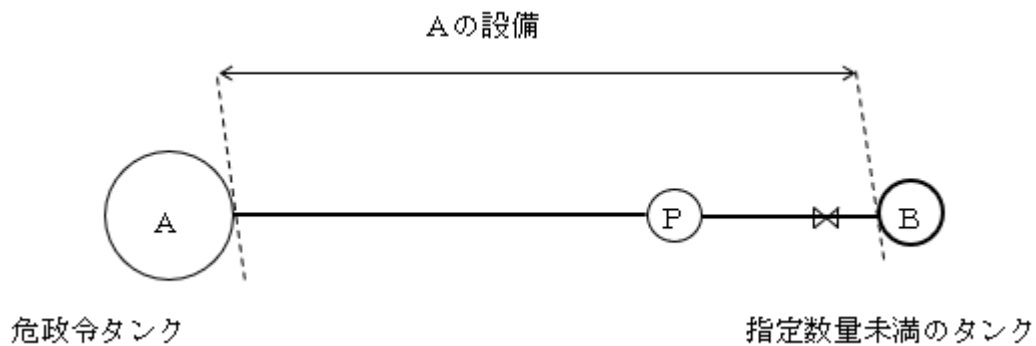
4 危政令タンクと指定数量未満の施設の場合

例 1



ポンプがどの位置にあっても指定数量未満の施設の壁までをAの設備とする。
 戻りの配管は、指定数量未満の施設の壁から危政令タンクまでをAの設備とする。

例 2



第7 危険物関係法令と他法令との関係

危険物製造所等に関しては、消防法による規制のほか、他の法令により規制される場合があるため、事前相談等で質疑のあるものについては、設置者に対し設置する市町村の管轄部局に相談するよう指導すること

1 建築基準法との関係

- (1) 建基法第48条及び別表第2、建基政令第116条及び第130条の9に規定されている用途地域別の危険物の制限量は下表のとおりである。この制限は、法第11条第1項の許可に関し直接影響を及ぼすものではないが、予め関係部局に確認するよう指導することが望ましい。

用途地域別	品名 第4類 第1石油類 第2石油類 第3石油類 第4石油類	左記以外の危険物	
第2種中高層住居専用 第1種住居 第2種住居 準住居	貯蔵又は処理数量		
近隣商業 商業	5倍 (特定屋内貯蔵所、第1種 販売所にあつては、15倍)	1倍 (特定屋内貯蔵所、第1種 販売所にあつては、3倍)	
準工業	10倍 (特定屋内貯蔵所、第1種 及び第2種販売取扱所にあつては、30倍)	2倍 (特定屋内貯蔵所、第1種 及び第2種販売取扱所にあつては、6倍)	
	50倍	20倍 (特定屋内貯蔵所、第1種及び 第2種販売取扱所にあつては、50倍)	
<p>備考</p> <p>1 この数量は、原則として敷地（地下に存するものを除く。）による制限である。</p> <p>2 地下タンクにより貯蔵する場合は、第4類のうち、第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類については、その数量に制限はない。</p> <p>(2) 危険物の処理数量の算定について建築基準法上では「当該工場の作業場等において取り扱う危険物の瞬時ににおける最大停滞量（作業場内の機械、管、貯蔵場等の中に存置することのできる危険物の最大数量をいう。（昭和28年7月14日住指発第913号建設省住宅局建築指導課長通達））」によるものとしている。</p>			

第2節 事務処理

第1 標準事務処理期間

申請に基づき許認可等を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、標準事務処理期間としては概ね次の期間とする。

なお、標準事務処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定めるものであるから次の様な場合は標準事務処理期間には含まれないこと。

- ・ 申請を補正するために要する期間
- ・ 枚方寝屋川消防組合の休日に関する条例に定める休日の期間

	項目	標準処理期間	標準処理期間の設定方法
1	仮貯蔵・仮取扱の承認申請	5日	申請日の翌日から起算し承認書交付日までとする。
2	製造所等の設置許可申請	21日	申請日の翌日から起算し許可書交付日までとする。
	製造所等の変更許可申請	14日	
3	完成検査申請	5日	検査申請において、申請日は法令上特段の定めはなく、申請は申請者の意思で行われるため、検査日から起算し、完成検査済証交付日までとする。
4	仮使用の承認申請	14日	危険物施設の変更の許可と同じ。
5	完成検査前検査申請	5日	検査日から起算し、完成検査前検査済証交付日までとする。
6	予防規程認可申請	15日	申請日の翌日から起算し認可書交付日までとする。
7	完成検査済証再交付申請	3日	申請日の翌日から起算し完成検査済証再交付日までとする。

第2 手数料の徴収

(S. 39. 3. 2 自消丙予発第15号通知)

手数料の徴収は、地方自治法第227条及び枚方寝屋川消防組合手数料条例第2条の規定によるほか、次によること。

- 1 設置(変更)許可申請後、許可前に指定数量の倍数、貯蔵最大数量(以下「指定数量の倍数等」という。)の変更を行うときは、次によること。
 - (1) 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が増加する場合は、増加後の数量に係る手数料の差額を新たに徴収すること。
 - (2) 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が減少することになる場合は、すでにこれ

らに関する審査手続き等の役務が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は、返還しないものであること。

- 2 設置（変更）許可申請、完成検査申請後に、当該申請に係る申請取下げ届出書が提出された場合であっても、1(2)の理由により、手数料は、返還しないものであること。
- 3 設置許可後、完成検査前に変更許可申請を行うときは次によること。
 - (1) 変更後の指定数量の倍数を基準として、変更許可手数料を徴収すること。
 - (2) 完成検査手数料については、変更許可後の指定数量の倍数等を基準として、設置の完成検査手数料を徴収すること。
- 4 設置許可後、完了する見込みで完成検査の申請がなされたが、完成検査前に変更許可申請された場合については、変更により完成検査手数料が増加する場合には当該手数料との差額を新たに徴収し、減少する場合には当該手数料の差額は返還しないものであること。
- 5 手数料の徴収時期は、申請をした時点であること。

第3 危険物製造所等の仮使用の承認

(S. 46. 7. 27 消防予第 105 号通知)

法第 11 条第 5 項ただし書の規定により製造所等の一部を仮に使用する場合の承認基準は、次によること。

1 承認対象

仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。

2 承認基準

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる事項が講じられていること。

ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 工事計画

災害防止のため、無理のない作業工程、工事工程等が組み立てられていること。

(2) 安全管理組織

ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進捗状況、危険物の取扱状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。

ウ 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のため巡回等の管理体制が明確にされていること。

エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(3) 工事中の安全対策

ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分は、工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

イ 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のための仮設の水平区画等有効な措置が講じられていること。

ウ 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事部分に流入しないよう有効な措置が講じられていること。

エ 工事部分の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置が講じられていること。

オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障のない広さの空地が確保されていること。

(4) 火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

イ ガス検知等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

ウ 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断すると共に、溶接、溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去すること。

エ 溶接等の際、火花、溶滴等の飛散、落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場合には必要な保護措置を講ずること。

オ 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

(5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分行われること。

(6) 仮施設・設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7) 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

(8) その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講ずること。

3 承認申請時の時期

仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができる。

4 掲示板

仮使用の承認を受け仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出すること。

← 35 cm以上 →		↑ 25 cm 以 上 ↓	(備考) 1. 文字は黒色 2. 地は白色
消 防 法 に よ る 仮 使 用 承 認 済			
製 造 所 等 の 別			
承 認 年 月 日、 番 号	年 月 日 第 号		
承 認 行 政 庁	枚 方 寝 屋 川 消 防 組 合 管 理 者		

5 承認期間

仮使用の承認期間は、仮使用の承認後から完成検査済証の交付までとする。

第4 複数の変更工事に係る手続き

(H. 11. 3. 23 消防危第 24 号通知)

一の製造所等において、複数の部分で変更工事が行われ、工事が終了した部分から使用する場合の取扱いは、つぎによること。

1 複数の変更工事に係る許可、完成検査及び仮使用について

一の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案し相互に区分することができる複数の変更工事については、当該施設の所有者等の希望により区分された変更工事ごとに変更許可をすることができるものであること。

この場合において、それぞれの変更工事について、工事が終了した後、当該変更に係る部分に変更許可どおりに完成していることを確認するための完成検査を実施することが必要であること。

また、当該完成検査を実施した部分については、仮使用承認を行うことにより仮に使用することができるものであること。

2 危険物施設における複数の変更工事に係る完成検査等の手続の例

危険物施設の完成検査等（許可、完成検査及び仮使用）の手続の具体例及び留意事項については、別添1のとおりであること。

3 仮使用承認について

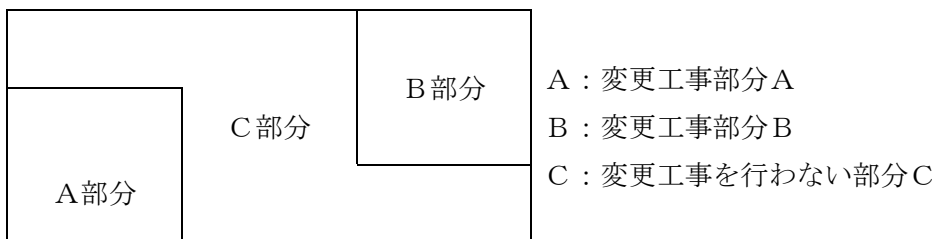
一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、製造所等全体の安全を確認したうえで、承認する必要があること。

危険物施設における複数の変更工事に係る完成検査等の手続の例

危険物施設における複数の変更工事に係る完成検査等の手続の例を以下に示す。

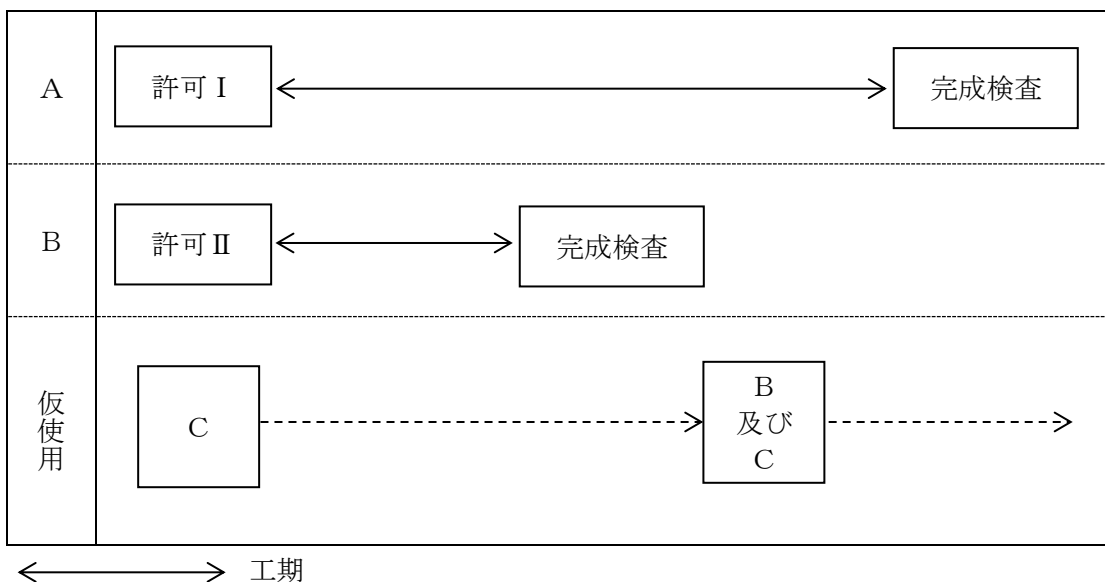
なお、危険物施設の工事に係る部分等を便宜的に次図のように区分して説明しているため留意されたい。

危険物施設



(1) 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合

ア 工期が重複する複数の変更工事の場合



(ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は、同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I 及び許可 II の変更許可番号等を記載することにより、許可 I 及び許可 II の両方に係るものであることを明記すること。

(イ) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

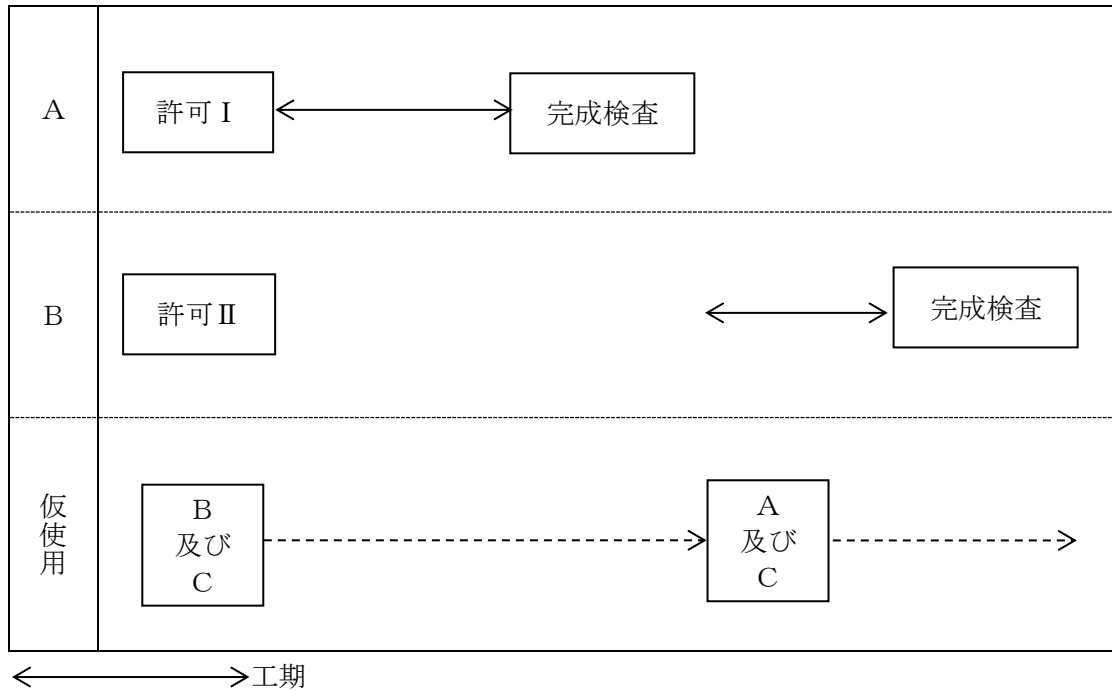
(ウ) B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、あらたにB部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

(エ) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

イ 工期の重複しない複数の変更工事部分の場合



(ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、許可Ⅰの変更工事部分以外の部分（B部分及びC部分）の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

(イ) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(ウ) B部分の工事が開始されるにあたり、A部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

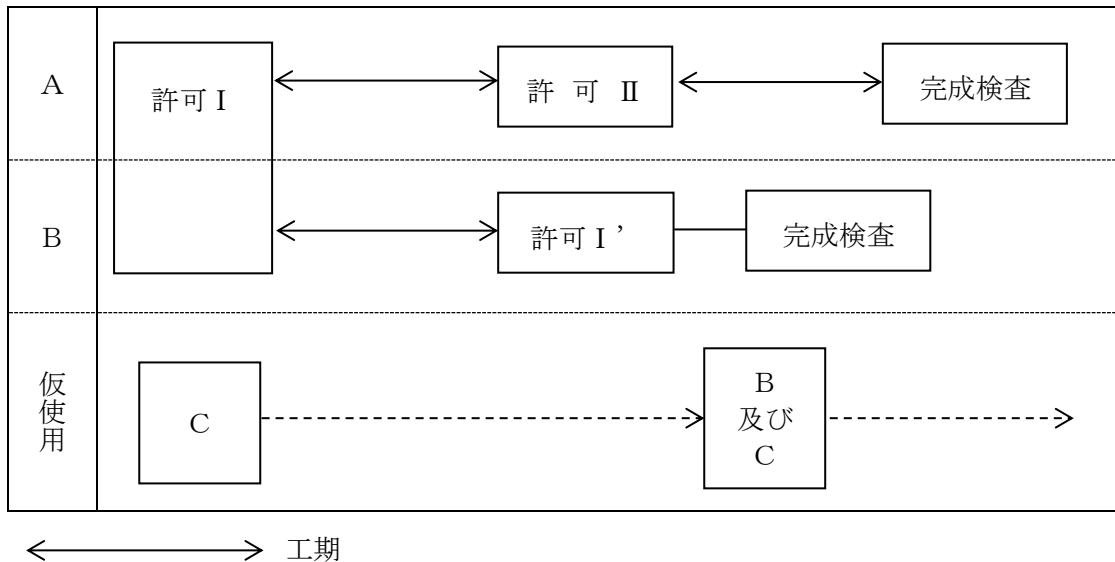
(留意事項)

先行して完成したA部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにA部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許

可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

(エ) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(2) 複数の変更工事部分について位置の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）



(ア) A部分及びB部分を一の変更許可申請で許可Ⅰを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

(イ) B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可Ⅰの工事範囲をBの部分に縮小（許可Ⅰ'）するとともに、Aの部分について新たな許可Ⅱを行う。

B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(ウ) B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

(エ) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

第5 軽微な変更工事

1 基本的事項

- (1) 製造所等において行われる変更工事については、法第11条第1項後段の規定による許可を要する変更工事と許可を要さない軽微な変更工事に分類されるものである。
- (2) 軽微な変更工事をしようとする場合、危規則第5条に規定する軽微な変更届出書の提出が必要となるが、法第10条第4項の位置、構造、設備の技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）と関係がない変更工事又は技術上の基準と関係があっても保安上の問題を生じさせない変更工事であることが明らかな場合は、軽微な変更届出書の提出は要しない。

2 具体的な運用

- (1) 法第11条第1項後段の規定による「許可を要する変更工事」並びに危規則第5条に規定する「届出を要する軽微な変更工事」及び「届出を要しない軽微な変更工事」の判断資料は別添2のとおりとする。

なお、別添2に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例と類似又は同等であると認められるものについては、次のアからエを参考に同じ取扱いをして差し支えない。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲に変更がないこと。

- (2) 工事の形態により、「許可を要する変更工事」と「届出を要する軽微な変更工事」とが同時に行われる場合には、軽微な変更工事の内容を変更許可申請に含めても差し支えないものであり、この場合、軽微な変更工事部分については、変更許可に係る完成検査は要しない。

3 火花を発生する器具の使用に係る手続き

変更工事に伴い溶断溶接等火花等を発生する器具を使用する場合で、安全対策上事前に指導を行うことが必要と判断される場合は、別紙1「危険物製造所等における火気使用工事届出書」を提出させ安全を確認すること。

ただし、変更許可申請、仮使用承認申請又は軽微な変更届出書が提出され、その内容に火気使用に関する安全対策が含まれている場合は、申請者に負担とならないように、当該届出書を重複して求めることのないようにすること。

4 その他

予防規程を定めなければならない製造所等において、軽微な変更工事を実施した場合は、危省令第60条の2第1項第13号の規定に従い、製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類又は図面に、実施日及び内容等を記録しておくこと。

なお、予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるものにあっても、軽微な変更工事を実施した場合は、同様に明らかにしておくことが望ましい。

第 1 定義

1 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」及び「改造」に区分する。

2 取替等の定義

(1) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は作り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(2) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

(3) 撤去

製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

(4) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

(5) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。

(6) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、作り直し等を行い、当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

第2 具体的な事例（共通事項）

○：軽微な変更の届出を要しない変更

△：軽微な変更の届出を要する変更

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
				備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）						
1	建築物・工作物	建築物		屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり、等					○	／
2	建築物・工作物	建築物		防火上重要でない間仕切り壁 ・他の壁の構造基準に変更がないこと。 ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。	△	△	△	○	○	△
3	建築物・工作物	建築物		内装材				○	○	○
4	建築物・工作物	建築物		防火設備				○	○	
5	建築物・工作物	建築物		ガラス・窓・窓枠				○	○	
6	建築物・工作物	建築物		階段				○	○	
7	建築物・工作物	工作物		保安距離・保有空地の代替措置の塀・隔壁					○	
8	建築物・工作物	工作物		架構					○	
9	建築物・工作物	工作物		配管・設備等の支柱・架台、耐火措置 ・配管・設備の耐震計算等に変更がないこと。 ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと				△	○	
10	建築物・工作物	工作物		歩廊・はしご				○	○	
11	建築物・工作物	保有空地		植栽 ・保有空地の係る基準に変更がないこと。	△	△	△	○	○	○
12	タンク等	基礎等		犬走り・法面・コンクリートリング ・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの					△	／

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
				備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)						
13	タンク等	基礎等		地下タンク上部スラブ ・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの					△	
14	タンク等	構造等		屋根支柱・ラフター・ガイドポール等 ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと					△	
15	タンク等	構造等	耐火	屋外タンクの支柱の耐火構造				○	○	
16	タンク等	構造等		階段・はしご・手摺り等 ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと				△	○	
17	タンク等	設備等		タンク元弁				○	○	
18	タンク等	設備等		通気管(地上部分に限る。)				△	○	
19	タンク等	設備等	加熱装置	サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気・温水等を用いたものを除く。) ・管径、板厚、材質、経路に変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと				△	○	
20	タンク等	設備等	加熱装置	サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気・温水等を用いたものに限る。)				○	○	
21	タンク等	構造等		内面コーティング(屋外貯蔵タンクを除く。) ・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏洩を誘発するおそれのないこと	△	△	△	○	○	△
22	タンク等	設備等		雨水浸入防止装置	○	○	○	○	○	○
23	危険物設備等	配管等		配管(地中配管・移送取扱所を除く。) ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと				△	△	△
24	危険物設備等	配管等		配管(地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。)				○	△	△

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
				備考 (△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)						
25	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等 (移送取扱所を除く。) ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと	△	△	△	○	○	○
26	危険物設備等	配管等	加熱装置	配管の加熱装置 (蒸気・温水等を用いたものに限る。)				○	○	
27	危険物設備等	配管等	加熱装置	配管の加熱装置 (蒸気・温水等を用いたものを除く。) ・熱媒体となる物質に変更がないこと				△	○	
28	危険物設備等	配管等		配管ピット・注入ロピット・地下配管接合部の点検ます				○	○	
29	危険物設備等	移送取扱所 (施設別)		漏洩検知口				○	○	
30	危険物設備等	移送取扱所 (施設別)		漏洩検知装置				△	○	
31	危険物設備等	機器等		ポンプ設備 (移送取扱所を除く。) ・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと。				△	○	△
32	危険物設備等	機器等		熱交換器 ・危険物の取扱いに変更がないこと				○	○	△
33	危険物設備等	機器等		熱交換器に附属する送風設備 (電動機を除く。)				○	○	△
34	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁 (移送取扱所を除く。) ・危険物の取扱いに変更がないこと				○	○	△
35	危険物設備等	配管等		攪拌装置 (電動機を除く。) ・危険物の取扱いに変更がないこと				○	○	△
36	危険物設備等	機器等		炉材				○	○	
37	危険物設備等	機器等		反応器等の覗き窓ガラス (サイトグラス)				○	○	

対象	構造・設備等	補足	名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去
			備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)							
38	危険物設備等	機器等		加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置(電動機を除く。) ・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと				○	○	△
39	危険物設備等	機器等		波返し・とい・受け皿等飛散防止装置 ・危険物の漏れ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと				○	○	△
40	危険物設備等	機器等		ローディングアーム・アンローディングアーム(移送取扱所を除く。) ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと				△	○	△
41	危険物設備等	機器等		ローラーコンベア等危険物輸送設備(電動機を除く。) ・危険物の取扱いに変更がないこと				○	○	△
42	危険物設備等	機器等		可燃性ガス回収装置 ・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと				△	○	△
43	危険物設備等	機器等	保温	保温(冷)材(屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。) ・保温(冷)材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと				○	○	△
44	危険物設備等	機器等		排出設備(ダクト等を含む。) ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと				△	○	
45	危険物設備等	機器等		換気設備(ダクト等を含む。)				○	○	
46	危険物設備等	機器等	防食	電気防食設備				○	○	
47	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	圧力計・温度計・液面計等現場指示型計装設備 ・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと	△	△	△	○	○	○
48	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	安全弁・破裂板等安全装置				○	○	

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
				備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)						
49	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置(駆動源・予備動力源を含む。) ・危険物の取扱いに変更がないこと				△	○	
50	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除く。)反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。) ・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと				△	○	
51	危険物設備等	制御装置・安全装置等		地下タンクのマンホールプロテクター ・上部スラブの変更を伴わないこと	△	△	△	△	○	△
52	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤(仕切筒を含む。) ・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・配管等の変更を伴わないこと					△	
53	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁 ・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと	△	△	△	○	○	△
54	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置 ・水抜弁の開閉表示を複数にすること ・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること	△	△	△	○	○	△
55	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段(防油堤と一体構造のもの。) ・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・危省令第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと				△	○	
56	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段(防油堤と一体構造でないもの。) ・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・危省令第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと	△	△	△	○	○	△
57	防油堤・排水設備等	排水設備等		排水溝・ためます・油分離槽・囲い等				△	○	

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
				備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)						
58	防油堤・排水設備等	排水設備等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面(地下タンクの上スラブを除く。)					○	
59	電気設備	電気設備		電気設備 ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと	△	△	△	○	○	△
60	避雷設備	避雷設備		避雷設備				○	○	
61	電気設備	電気設備		静電気除去設備				○	○	
62	消火設備・警報設備	消火設備・警報設備		関連する消火設備・警報設備 ※建築確認同意、消防用設備等事務処理規定(昭和56年枚方寝屋川消防組合訓令第6号)第16条第2項に規定する着工届が必要となる変更工事は変更許可申請が必要。着工届を要しない変更工事は軽微な変更届書の提出が必要	※	※	※	※	○	○
63	消火設備・警報設備	消火設備		1～3種消火設備(散水・水幕設備を含む。)の配管・消火栓本体・泡チャンパー等の放出口等(泡ヘッドを除く。)				△	○	
64	消火設備・警報設備	消火設備		1～3種の消火設備の弁・ストレーナー・圧力計等。				○	○	
65	消火設備・警報設備	消火設備		4・5種消火設備 ・自主設置に係るもの	△	△	△	○	○	
66	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤				○		
67	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備(自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。) ・警戒区域に変更がないこと	△	△	△	○	○	
68	その他	標識・揭示板		標識・揭示板 ・自主的に設置するもの	△	△	△	○	○	
69	一般取扱所			ボイラー・炉等のバーナーノズル				○	○	
70	一般取扱所			塗装機噴霧ノズル・ホース等				○	○	
71	一般取扱所			運搬容器の充てん設備(固定注油設備) ・危険物の取扱いに変更がないこと				○	○	△

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
				備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）						
72	一般取扱所			分析計（キュービクル内取付を含む。）[分析計（例）サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等]				○	○	○
73	一般取扱所	その他設備等		作業用広報設備（スピーカー）	○	○	○	○	○	○
74	屋内貯蔵所			ラック式以外の棚				○	○	○
75	屋内貯蔵所			ラック式棚 ・耐震計算等に変更がないこと				△	○	
76	屋内貯蔵所			冷房装置等 ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと				△	○	
77	屋外タンク貯蔵所			可とう管継手（認定品）				○		
78	屋外タンク貯蔵所			可とう管継手（認定品以外） ・管径、経路の変更がないこと				△		
79	屋外タンク貯蔵所			ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備） ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと				△	○	
80	屋外タンク貯蔵所			ポンツーン ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと					△	
81	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）				○	○	
82	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備） ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと				△	○	
83	屋外タンク貯蔵所			ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備） ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと				△	○	
84	屋外タンク貯蔵所		保温	保温(冷)材				○	○	

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
				備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）						
85	屋外タンク 貯蔵所			流出危険物自動検知警報装置				○	○	
86	屋外タンク 貯蔵所			コーティング ・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと	△	△	△	△	○	△
87	屋内タンク 貯蔵所			出入口の敷居				○	○	
88	地下タンク 貯蔵所			犬走り						
89	簡易タンク 貯蔵所			固定金具				○	○	
90	移動タンク 貯蔵所			底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置					○	
91	移動タンク 貯蔵所			マンホール・注入口のふた				○	○	
92	移動タンク 貯蔵所			マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	
93	移動タンク 貯蔵所			品名数量表示板 ・自主的に設置するもの	○	△	○	○	○	
94	移動タンク 貯蔵所			Uボルト				○	○	
95	移動タンク 貯蔵所			可燃性蒸気回収ホース				○	○	
96	移動タンク 貯蔵所			注油ホース（ノズル及び結合金具を含む。） （積載式以外）				○	○	
97	移動タンク 貯蔵所			箱枠 ・箱枠の溶接線補修であること ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと				△	△	

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
			備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)						
98	移動タンク貯蔵所	積載式	積載式の移動貯蔵タンクの追加 ・ I S Oコンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・ タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと	△					
99	給油取扱所	工作物等	防火塙 ・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの					△	
100	給油取扱所	工作物等	犬走り、アイランド等 ・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの					△	
101	給油取扱所	工作物等	サインポール・看板等(電気設備) ・ 可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと	△	△	△	○	○	○
102	給油取扱所	工作物等	日除け等(キャノピーを除く。) ・ 上屋の面積に変更のないこと	△	△	△	○	○	○
103	給油取扱所	給油機器等	給油量表示装置 ・ 可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと	△	△	△	○	○	○
104	給油取扱所	給油機器等	カードリーダー等省力機器 ・ 可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと	△	△	△	○	○	○
105	給油取扱所	給油機器等	通気管のガス回収装置				○	○	○
106	給油取扱所	給油機器等	タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	○	○	△
107	給油取扱所	給油機器等	固定給油(注油)設備(認定品に限る。) ・ ホース長の変更がないこと			△	○	○	△
108	給油取扱所	その他設備機器等	混合燃料油調合機・蒸気洗浄機・洗車機・オートリフト等 ・ 可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと				△	○	○

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
				備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)						
109	給油取扱所	その他設備 機器等		自動車の点検等に使用する機器等(オートリフト等を除く。) ・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと	△	△	△	○	○	○
110	給油取扱所	その他設備 機器等		セールスルーム(含むショップ)内の電気設備・給排水設備 ・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと	△	△	△	○	○	○
111	給油取扱所	その他設備 機器等		セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具				○	○	
112	屋外貯蔵所			周囲の棚				○	○	
113	屋外貯蔵所			ラック式棚 ・耐震計算等に変更がないこと				△	○	
114	屋外貯蔵所			固体分離槽				△	○	
115	屋外貯蔵所			シート固着装置				○	○	
116	販売取扱所	その他設備 機器等		延焼防止用のそで壁・ひさし・垂れ壁				△	○	
117	販売取扱所	その他設備 機器等		棚				○	○	○
118	移送取扱所	その他設備 機器等		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○	
119	移送取扱所	その他設備 機器等		衝突防護設備				○	○	
120	移送取扱所	その他設備 機器等		ポンプ設備					△	
121	移送取扱所	その他設備 機器等		切替弁・制御弁等				○	○	
122	移送取扱所	その他設備 機器等		緊急遮断弁				△	○	
123	移送取扱所	その他設備 機器等		ピグ取替装置				△	○	
124	移送取扱所	その他設備 機器等		感震装置				△	○	

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
			備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）						
125	移送取扱所 その他設備 機器等		船舶から荷卸し又は荷揚げに用いるローディング グアーム先端のカブラー		/	△	○	○	△
			・ボルトにより取付可能なもの						
126	移送取扱所 その他設備 機器等		巡回監視車				○	○	

(参考)

建築確認同意、消防用設備等事務処理規程(平成19年枚方寝屋川消防組合訓令第7号)

別表第3抜粋

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 →2基以下で既設と同種類のものに限る。 →加圧送水装置当の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 →同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド →5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がないものに限る。 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 →2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド →5個以下で、防護範囲内が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 →同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド →1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 →同一放射区域内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品

<p>泡消火設備</p>	<p>①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>①ヘッド →1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 →同一放射区域内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。</p>	<p>加圧送水装置(制御盤を含む)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品</p>
<p>二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備</p>	<p>①ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る) →既設と同種類のもの →5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル →既設と同種類のもの →5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 →既設と同種類のもの →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>①ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る) →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>全ての構成部品 →放射区域に変更のないものに限る。</p>
<p>自動火災報知設備</p>	<p>①感知器 →既設と同種類のもの →10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器 →10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器 →10個以下 ②受信機、中継器 →7回線を越えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯</p>

危険物製造所等における火気使用工事届出書

年 月 日			
枚方寝屋川消防組合 管理者 あて			
届出者			
住所 _____ (電話 _____)			
氏名 _____			
設置者	住所		
	氏名		
工事の場所、工事の内容及び火気使用器具等			
火災予防上の措置			
着工予定期日		完成予定期日	
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	
※指示事項欄			

第6 完成検査前検査（水張検査、水圧検査）

1 水張検査・水圧検査

法第11条の2第1項に規定する完成検査前検査（水張検査、水圧検査）については、次によること。

- (1) 完成検査前検査申請は、タンク1基ごととすること。
- (2) 圧力タンクは水柱500mm(5kpa)を越える圧力がかかるものとする。 (S. 52. 3. 30 消防危第56号通知)
- (3) 水張検査、水圧検査が必要となる工事 (H. 9. 3. 26 消防危第29号通知)
 - ア タンクの新設
 - イ 屋外貯蔵タンクについては、タンク本体に関する変更工事で別図中①から④までに掲げる工事とする。
 - ウ イ以外の製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクで屋外又は屋内にあるもの並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても(2)と同様とする。
- (4) 同一敷地内での施設区分の変更に伴う完成検査前検査を受けたタンクの移設、転用については、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により技術上の基準に適合すると認められる場合は、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして扱い、完成検査前検査（水張又は水圧試験に係る部分に限る。）を改めて実施しなくて差し支えないこと。（完成検査前検査申請を必要としない。） (H. 9. 6. 2 消防危第70号質疑) (H. 10. 10. 13 消防危第90号質疑)
- (5) 間仕切りを有するタンクの水張検査又は水圧検査については、すべてのタンク室のマンホール上面まで、同時に水を満たし、水張検査又は所定の圧力をかけた状態で水圧検査を実施し、漏れ又は変形がないことを確認すれば足りる。

なお、移動貯蔵タンクの水圧検査については、第3章第23節にて規定する。
- (6) 廃止された製造所等のタンクを他の場所の製造所等へ移設して再使用するときは、改めて水張検査又は水圧検査を受けなければならない。 (S. 59. 3. 30 消防危第27号質疑)

ただし、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの場合は、内殻の鋼製タンクを強化プラスチック製の外殻が覆う構造となっているため、貯蔵タンク自体からの危険物の漏れの可能性は非常に少なく、また、水圧検査を行う際、外殻を取り外すことが困難であることから、危告示第71条第1項第1号に規定するガス加圧法で実施し、異常がないことを確認することで差し支えない。 (H. 10. 10. 13 消防危第90号質疑)
- (7) 海外で製作された液体危険物タンクの水張検査又は水圧検査について (H. 13. 3. 23 消防危第35号通知)

製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態で輸入される液体危険物タンクについて、危政令第9条第1項第20号（危政令第19条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験が、海外の公正かつ中立な検査機関（注）によって実施され、漏れ又は変形しないものであることが確認される場合は、当該機関により作成された検査報告書を活用し、水張検査又は水圧検査を実施して差し支えない。

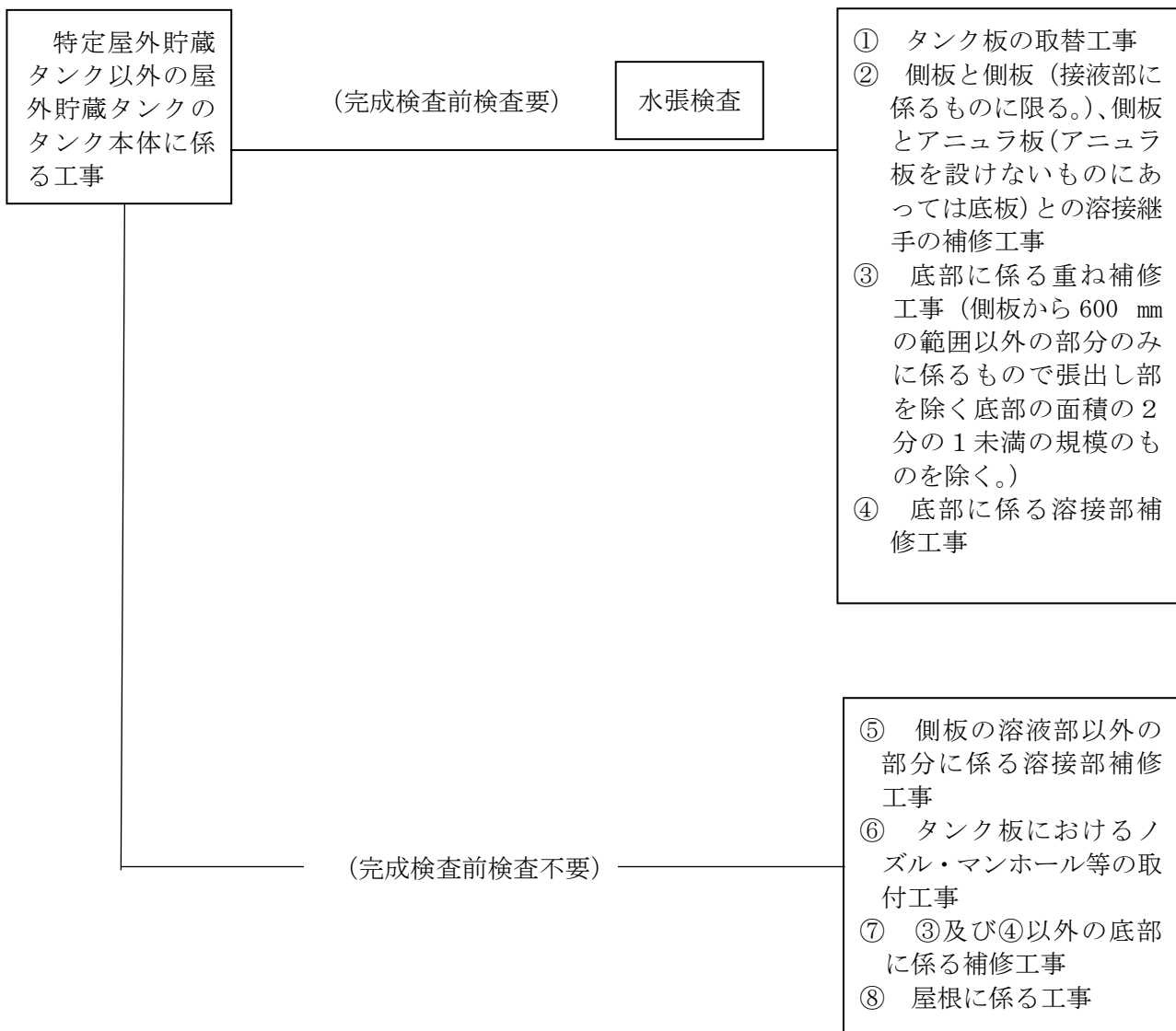
(注)

海外における検査機関の例

- ・ L o y d s R e g i s t e r (ロイズ・レジスター)
- ・ G e m a n i s h e r L o y d (ジャーマニッシャー・ロイド)
- ・ U n d e r w r i t e r s L a b o r a t o r i e s I n c (ユー・エル)
- ・ S G S (エス・ジー・エス)
- ・ T Ü V (テュフ)
- ・ B u r e a u V e r i t a s (ビユーロ・ベリタス)

(別図)

屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更工事に係る完成検査前検査等〈例示〉



第7 タンク内容積の計算方法について

(H13.3.30 消防危第42号通知)


タンクの内容積(屋根を有するタンクにあつては、当該屋根の部分を除いた部分。)の計算方法は、容易にその内容積を計算し難いタンクにあつては近似計算によること、また、それ以外のタンクにあつては、通常の計算方法によること。また、CAD等により計算された値又は実測値を活用し内容積を計算して差し支えないこと。

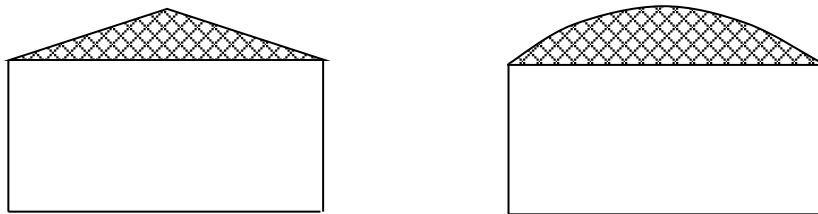
1 タンクの内容積として計算する部分


- (1) 固定屋根を有するものは、固定屋根の部分を除いた部分
- (2) (1)以外のものは全体の内容積とする。

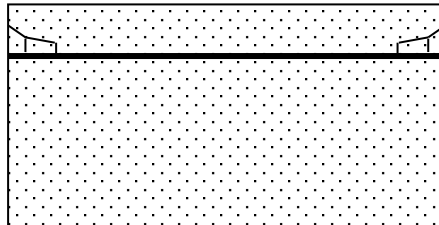
2 内容積の算定方法

内容積は、タンクを胴、鏡板等に分けて、各部分の形状に応じた計算方法により計算し、その各部分の容積を合計すること。

- 3 固定屋根の場合の容積として計算する部分はハッチング部分()以外の部分とする。



- 4 浮き屋根の場合の容積として計算する部分は、側板の最上端までの部分()とする。



5 計算式の例

(1) 記号の定義

V=容積 π =円周率 r=半径 R=半径 D=内径

L=長さ又は胴長 H=高さ S=面積

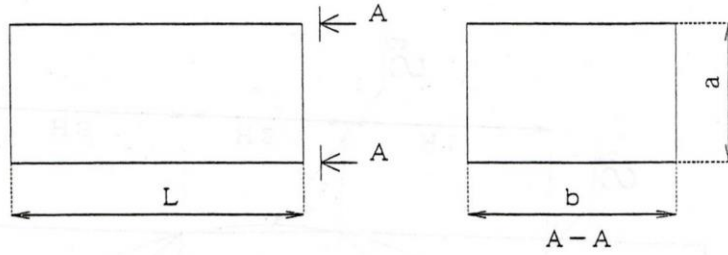
T. L=Tangent Line(鏡板などの曲線部と直線部の境界線)

W. L=Weld Line(溶接線)

1 胴部分の計算式

(1) 角柱型

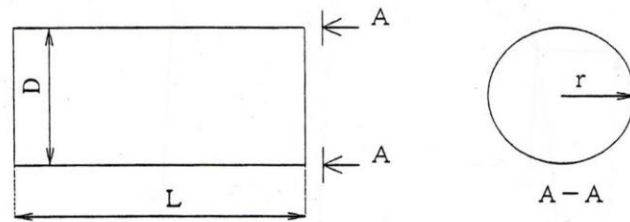
$$V = a b L$$



(2) 円筒

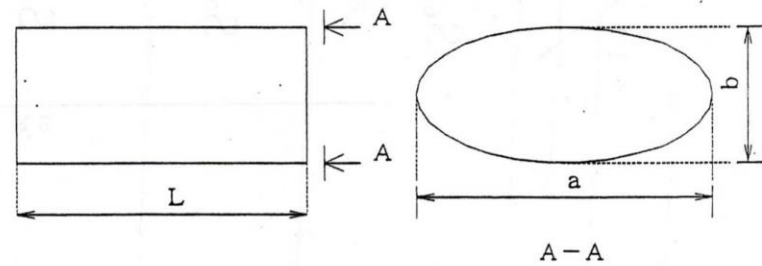
$$V = \pi r^2 L$$

$$= \frac{\pi}{4} D^2 L$$



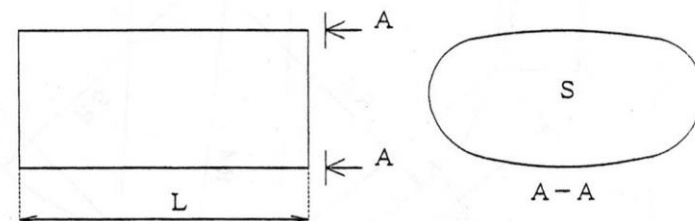
(3) だ円筒

$$V = \frac{\pi a b}{4} L$$



(4) 変だ円筒

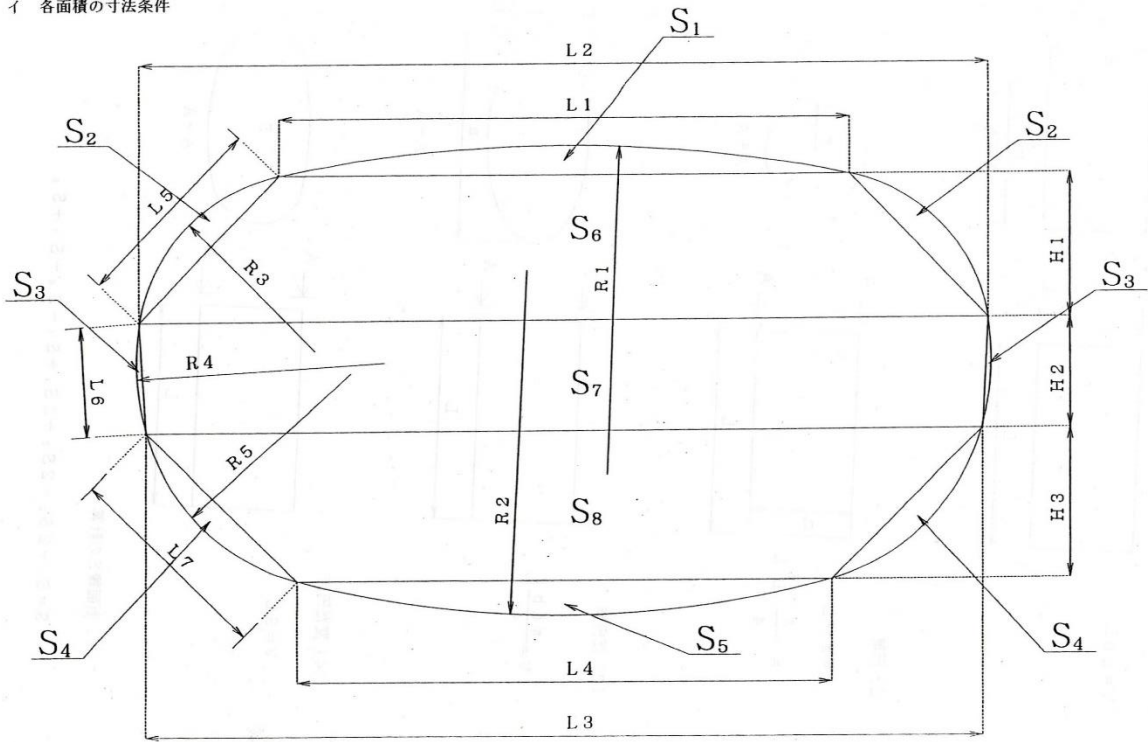
$$V = S L$$



ア 断面積Sの計算

$$S = S_1 + 2S_2 + 2S_3 + 2S_4 + S_5 + S_6 + S_7 + S_8$$

イ 各面積の寸法条件



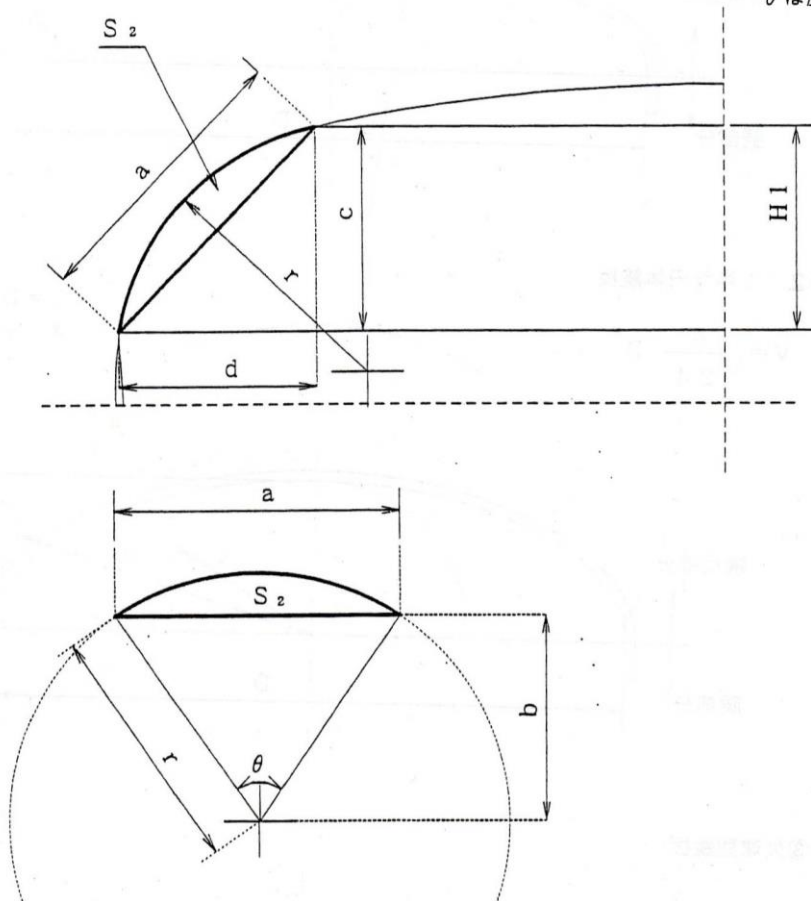
ウ $S_1 \sim S_5$ の面積計算

例示: S_2

$$S_2 = \frac{\pi r^2 \theta}{360} - \frac{a b}{2}$$

$$a = \sqrt{c^2 + d^2} \quad b = \sqrt{r^2 - \left(\frac{a}{2}\right)^2} \quad \theta = 2 \sin^{-1} \frac{\left(\frac{a}{2}\right)}{r}$$

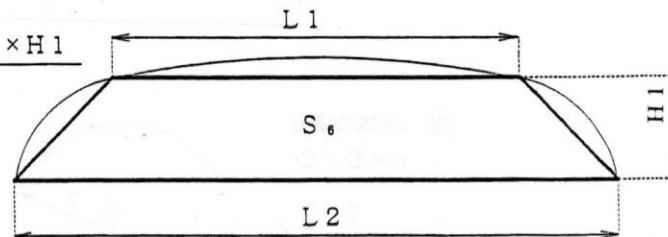
θ は度で表す。



エ $S_6 \sim S_8$ の面積計算

例示: S_6

$$S_6 = \frac{(L_1 + L_2) \times H_1}{2}$$



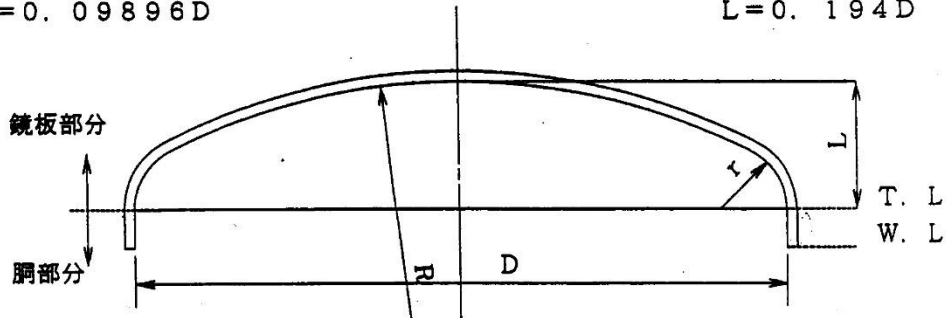
2 鏡板部分の計算式

(1) 胴の断面が円形の鏡板

① 10%皿形鏡板

$$V = 0.09896D^3$$

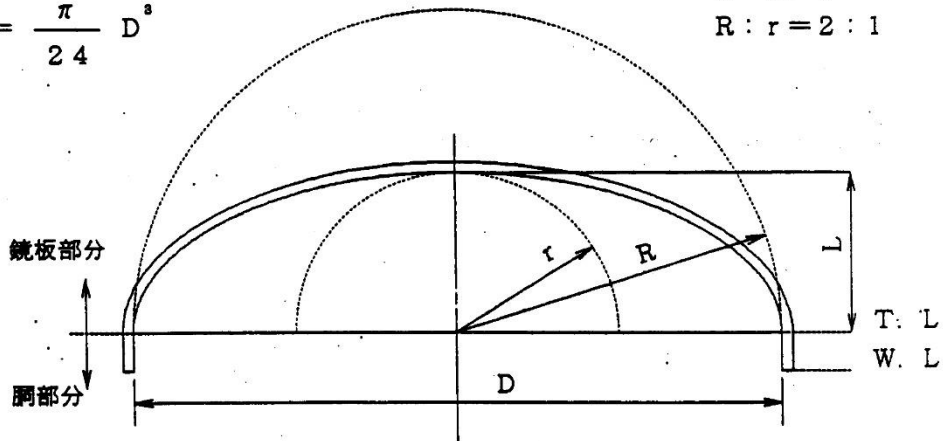
$$\begin{aligned} D &= R \\ r &= 0.1D \\ L &= 0.194D \end{aligned}$$



② 2:1半だ円体鏡板

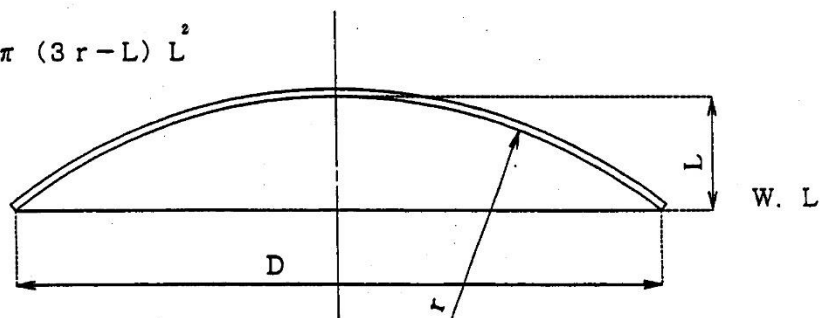
$$V = \frac{\pi}{24} D^3$$

$$\begin{aligned} L &= D/4 \\ R:r &= 2:1 \end{aligned}$$



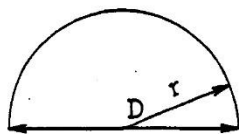
③ 欠球型鏡板

$$V = \frac{1}{3} \pi (3r - L) L^2$$



※ 半球の場合
 $r = D/2$

$$V = \frac{2}{3} \pi r^3$$



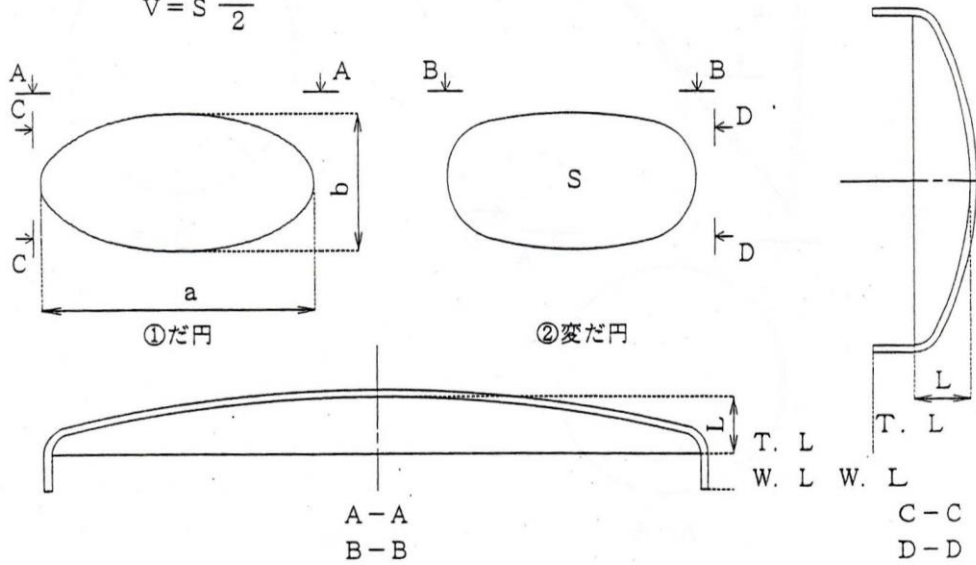
(2) 胴の断面がだ円又は変だ円の鏡板

①だ円

$$V = \frac{\pi a b}{4} \frac{L}{2}$$

②変だ円

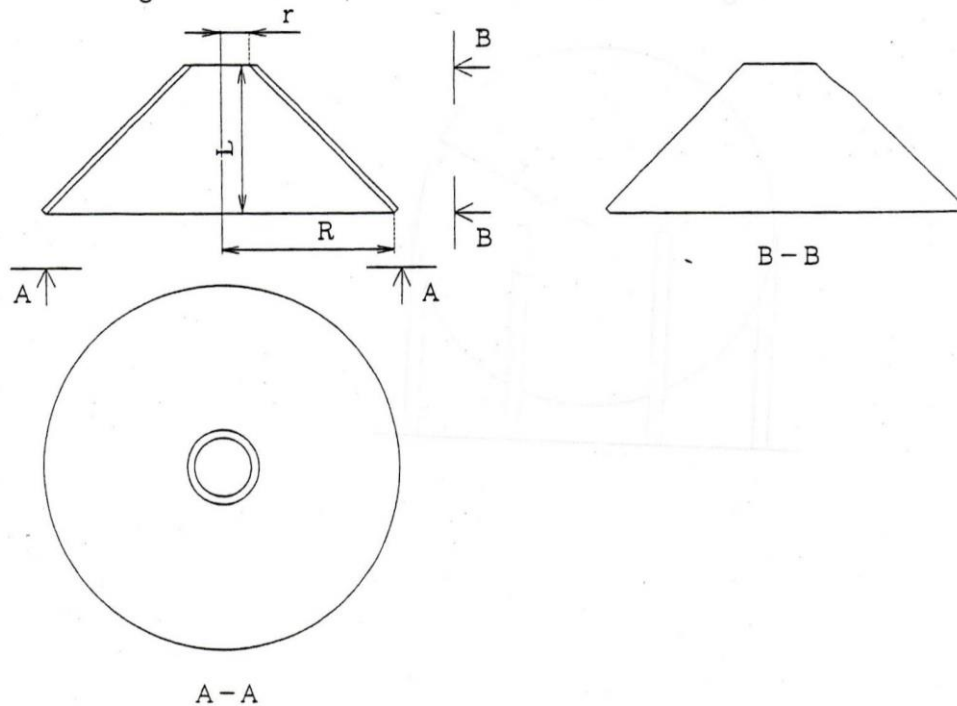
$$V = S \frac{L}{2}$$



3 その他の形状

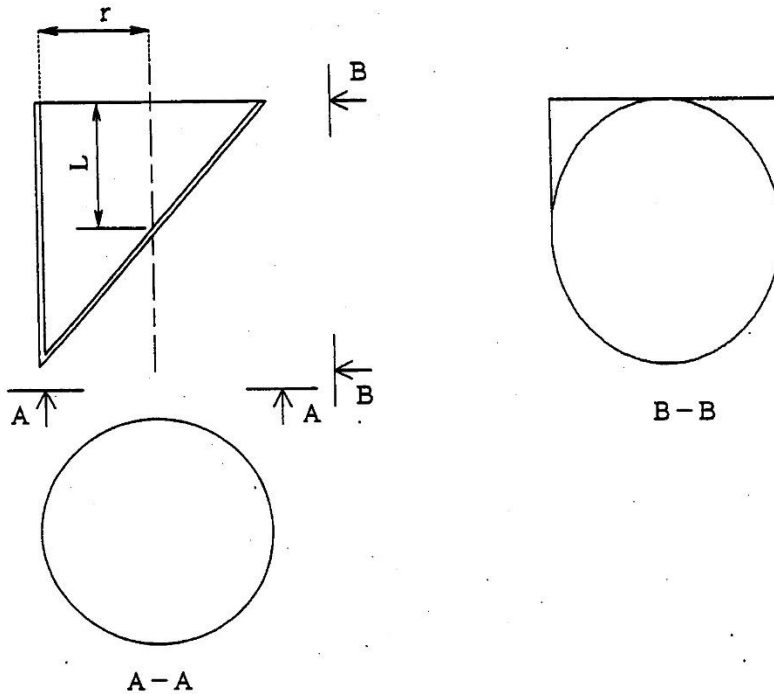
(1) 頭をカットした円すい

$$V = \frac{1}{3} \pi L (R^2 + Rr + r^2)$$



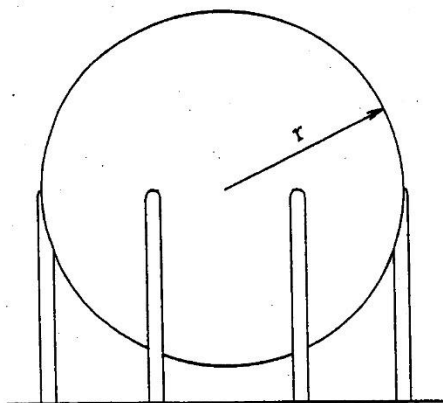
(2) 斜め切りされた円柱

$$V = \pi r^2 L$$



(3) 球形のタンク

$$V = \frac{4}{3} \pi r^3$$



第8 予防規程

法第14条の2第1項の規定により予防規程を認可する場合の基準は、次によること。

(S.40.11.2 自消丙予発第178号通知) (H.11.6.2 消防危第53号通知) (H.13.8.23 消防危第98号通知) (H.17.1.14 消防危第14号通知) (H.24.8.21 消防危第197号通知) (H.24.5.23 消防危第132号通知) (H.31.4.24 消防危第84号通知)

1 製造所等（給油取扱所を除く。）の予防規程

(1) 予防規程の作成単位（認可の申請）

事務所内に複数の予防規程作成対象施設がある場合は、事業所単位に一の予防規程に該当するすべての危険物施設を網羅して規定することができる。

なお、予防規程作成対象施設以外の危険物施設も含めて規定することができる。

(2) 予防規程に定める事項

ア 総括的な事項

(ア) 目的としては、消防法第14条の2の規定に基づき、危険物の取扱作業、貯蔵方法等保安管理上必要な事項について定め、火災その他災害を防止することとする。

(イ) 適用範囲は、製造所等の全域とする。

(ウ) 事業所に勤務する者及び出入りするすべての者に周知徹底させる義務を定める。

(エ) 遵守義務は、事業所に勤務する者及び出入りするすべての者に課するものとする。

(オ) 予防規程の改正及び細則の制定又は改廃を行う場合は、危険物保安監督者等危険物の貯蔵・取扱いに従事する者を立案に参画させる。

(カ) 以上のほか、次の事項を定めることができる。

a 予防規程のほか、アの目的に係る規程がある場合は、当該内容を準用できる。

b 予防規程の実施に関して、必要な事項を細則として定めることができる。

イ 保安業務管理者の職務及び組織

(ア) 保安管理組織（危険物保安監督者を含む。）の構成及び業務内容を具体的に定める。

(イ) 組織を構成する者の代理に関することを定める。

(ウ) 危険物保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定める。

(エ) 交替時の引継方法及び引継事項について定める。

ウ 自衛消防組織

(ア) 自衛消防組織の構成及び業務内容を具体的に定める。

(イ) 組織構成の役割分担（活動体制等）について定める。

(ウ) 組織を構成する者の代理に関することを定める。

エ 保安教育

(ア) 年間計画を作成し、実施時期及び対象者について定める。

(イ) 種類及び内容について定める。

(ウ) 教育・訓練記録の保存について定める。

オ 巡視・点検・検査

(ア) 運転中の製造所等の状況を把握するため、チェックリストを作成し、定期的な巡視

点検について定める。

- (イ) 巡視点検で異常を発見した場合の応急措置、改善について定める。
- (ウ) 巡視点検記録の保存について定める。
- (エ) 運転員等の引継ぎ交替に関することについて定める。
- (オ) 前イ及びウで行う点検の他、施設、設備の維持管理の徹底を図るため、定期的に行う施設及び設備ごとの点検・検査基準を定める。
- (カ) 点検及び検査で異常を発見した場合の応急措置、改善について定める。
- (キ) 危険個所を絞り込み、非危険区域で非防爆機器を使用する際は、自主行動計画を策定すること。
- (ク) 施設及び設備ごとの維持管理台帳を作成し、点検・検査の結果及び補修記録、並びに異常時の応急措置記録の保存について定める。

カ 運転又は操作の作業基準

(ア) 運転管理

- a 製造所等を誤操作なく安全かつ適正に運転するため、運転基準を定める。
- b 製造所等における緊急時に安全かつ迅速に運転停止するため、緊急停止基準を定める。
- c 運転及び緊急停止基準の定期的な見直しについて定める。
- d 夜間又は休日における緊急停止権者を定める。

(イ) 火気管理

- a 火気の種類及び火気作業の定義を具体的に定める。
- b 火気使用の許可に関することを具体的に定める。
- c 火気使用の標識の掲出、火気作業の開始及び終了の連絡、火気作業前後の安全確認について定める。
- d 火気使用の記録及び保存について定める。
- e 火気作業従事者の遵守事項を定める。
- f 車両等の通行規制について定める。

キ 危険物取扱作業の基準

製造所等における貯蔵及び取扱いについては、消防法令に定めるほか、貯蔵及び取扱基準を定める。

ク 補修等の方法

- (ア) 適用する工事の範囲及び工事の許可に関することを具体的に定める。
- (イ) 工事着工前及び工事終了後の設備等の安全対策について定める。
- (ウ) 工事責任者の選任及び工事中の立会いについて定める。
- (エ) 工事・作業の標識の掲出、工事・作業の開始及び終了の連絡、工事・作業前後の安全確認について定める。
- (オ) 工事・作業経過の記録及び保存について定める。
- (カ) 作業者の遵守事項を定める。

(キ) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関して定める。

ケ 危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策

製造所及び一般取扱所については、取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関して定める。

コ 災害その他の非常の場合に取るべき措置

(ア) 消防機関等への通報方法等を明確に定める。

(イ) 災害時の応急対策及び消防活動等について定める。

(ウ) 公設消防機関へ情報提供する者及びその内容について定める。

(エ) 地震発生時における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関して定める。

(オ) 事故後の現場保存、原因究明及び復旧等について定める。

サ 地震発生時における応急措置等

(ア) 従業員等への連絡方法について定める。

(イ) 従業員等の安全確保等に係る対応について定める。

(ウ) 施設の緊急停止の方法、手順等について定める。

(エ) 施設の緊急停止等の実施体制について定める。

(オ) 従業員への教育及び訓練について定める。

(カ) 入構者に対する周知について定める。

シ 危険物の保安に関する記録

(ア) 点検・検査の記録について定める。

(イ) 設備の故障、補修等に関する記録について定める。

(ウ) 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録について定める。

(エ) 異常時の応急措置に関する記録について定める。

(オ) 事故に関する記録について定める。

(カ) 記録の保存方法について定める。

ス 雑則

認可申請の添付書類として、予防規程本文の他に次の関係図書を添付するとともに、整備すること。

(ア) 予防規程適用範囲、火気使用区域及び火気使用禁止区域を明示した位置図

(イ) 危険物製造所等の位置・名称を記載した配置図及び当該施設一覧表

(ウ) 消火設備等（消火器を除く。）の位置図及び配管系統図

(エ) 保安管理組織及び自衛消防組織の組織図

(3) 休憩室を設置する製造所及び一般取扱所の予防規程等に定めるべき事項

予防規程（予防規程の制定義務のない施設にあつては消防計画、社内規定等）に休憩室内に滞在する者が非常の場合に取るべき消火、通報及び避難等の措置が十分行えるよう次の事項に関して定めること。

ア 休憩室の利用者の範囲、注意事項を明確にすること。

- イ 休憩室には、非常時の連絡先、連絡方法、消火設備の取扱方法及び必要に応じて避難経路の表示を行うこと。
 - ウ 休憩等行う際は、確実に休憩室の利用者が非常時の措置が行えるよう、休憩室の利用状況や管理体制を踏まえた対策を行うこと。
 - エ 休憩室内に出入りする者及び使用状況（特に火気使用状況）の管理方法等明確にすること。
 - オ 管理者は、本留意事項について、適正な管理を行うとともに、利用者への安全管理等を適時適切に実施すること。
 - カ 安全な屋外を含む避難経路部分に、避難上の支障となるものを設置しないなどの、避難経路の管理を行うこと。
- (4) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の予防規程に定める事項
- 予防規程が必要となるナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所においては、更に次の事項を明確にしておくこと。
- ア ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う場所（危省令第 60 条の 2 第 1 項第 6 号関係）
 - イ ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う体制（危省令第 60 条の 2 第 1 項第 6 号関係）
 - ウ ナトリウム・硫黄電池施設における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制（危省令第 60 条の 2 第 1 項第 11 号関係）
- (4) その他
- ア 予防規程作成対象施設の作業内容が単純であり、施設の規模が小さく、従業員が少数等の場合は、事業所の実態を考慮して、安全管理の実効が挙げられる範囲まで定める事項の一部を省略できる。
 - イ 予防規程には、事業所全般の安全を確保するため、危険物施設以外の施設について規定することもできる。
 - ウ (2)イ保安管理体制(ア)に関し、いったん認可を受けた危険物保安監督者が変わる場合においては、変更の認可の申請は必要とせず、届出をすることをもって足りるものとする。それ以降においても同様とする。
 - エ 危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程を別のマニュアルに記載し、予防規程の中で当該マニュアルを引用することもできる。

2 給油取扱所の予防規程

(1) 予防規程に定める事項（S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知）

ア 総括的な事項

- (ア) 目的としては、消防法第 14 条の 2 の規定に基づき、火災その他災害を防止することとする。
- (イ) 適用範囲は、給油取扱所の全域とする。
- (ウ) 遵守義務は、給油取扱所の従業員に課すものとする。
- (エ) 出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務を定める。

- (オ) 規程の改正は、危険物取扱者等危険物の貯蔵・取扱いに従事する者の意見を尊重して火災予防上支障のないようにするとともに、変更の認可を要することについて定める。

イ 保安の役割分担

- (ア) 保安管理を行う者として、所長、危険物保安監督者の氏名を定める。
- (イ) 危険物保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定める。
- (ウ) 所長、危険物保安監督者、危険物取扱者及びその他の従業員の保安に係る職務について定める。
- (エ) 危険物取扱者の氏名等の表示について定める。

ウ 貯蔵及び取扱基準等

- (ア) 危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準の遵守義務を定め、この基準としては、消防法令に定めるところによるが、特に次の事項について定める。
 - a 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務
 - b 給油、注油時における油種の確認
 - c ローリーからの危険物受入作業時における品目の確認及び受け入れタンクの残量の確認
 - d みだりな火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止
 - e 危険物の積みおろし時及び給油時等における自動車等のエンジン停止の確認
 - f 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注入済み容器の放置の禁止
 - g その他当該給油取扱所の形態等に応じ、必要な事項
- (イ) 当該給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合には、給油又は注油業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定め、特に留意しなければならない事項として次の事項を定める。
 - a 給油又はこれに附随する注油、自動車の点検・整備若しくは洗車と関係ない者をもっぱら対象とする業務を行わないこと。
 - b 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施
 - c 所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施
 - d その他当該給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じ、必要な事項
- (ウ) 給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、消防法令上駐車禁止とされる場所以外の場所であらかじめ明示された場所において行わせることとする。

エ 点検

- (ア) 点検については、次のように定める。
 - a 毎日、定期、臨時に行うべき点検項目及び点検実施者の指定
 - b 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の処置を行う義務

及び所長への報告義務

ｃ 点検記録簿への記入義務と保存義務

(イ) 改修、補修工事については、工事内容に応じた手続きを行い、安全対策を講じた後に実施するものとし、その書類及び図面等を整理保存するように定める。

オ 事故及び火災時の措置

(ア) 災害時の即応体制を備えておくため、自衛消防隊を編成すること及び消防隊長、隊員の責務を定める。(規模に応じ、その役割分担を定める。)

(イ) 事故時の措置及び消火活動等については、次のように定める。

ａ 火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者の報告義務と、この場合における消防隊長の指揮下での客等の避難誘導及び応急措置の実施

ｂ 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民及び通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請及びこの場合における流出防止、回収等応急措置の実施

ｃ 火災発生時又は危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報

(ウ) 地震発生時の措置については、危険物取扱作業の中止、安全確認のための点検の実施等について定める。(地震防災対策強化地域として指定された地域にある給油取扱所においては、警戒宣言が発令された場合における客等への伝達及び避難について定める。)

カ 教育及び訓練

(ア) 保安教育としては、その対象者、実施時期及び内容等について定める。

(イ) 訓練としては、その内容及び実施時期等について定める。

(2) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程に定める事項 (H. 10. 3. 13 消防危第 25 号通知) (最終改正 (H. 30. 3 消防危第 44 号通知))

危省令第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 6 に規定する「顧客に対する監視その他保安のための措置」については以下のことが含まれること。

ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者 (以下「危険物取扱者等」という。) の体制

イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練

ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示

エ 顧客用固定給油設備の 1 回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の 1 回の注油量及び注油時間の上限の設定

オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

(3) 単独荷卸しが行われる給油取扱所の予防規程 (H. 17. 10. 26 消防危第 245 号通知)

ア 予防規程に定める事項

単独荷卸しが行われる給油取扱所については次の項目が網羅されるように策定すること。

(ア) 単独荷卸しが行われる給油取扱所の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。

- (イ) 給油取扱所に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。
- (ウ) 単独荷卸しの実施に関すること。
- (エ) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。
- (オ) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所に設置する安全対策設備、単独荷卸しを実施する運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。
- (カ) 単独荷卸し時における給油取扱所の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。

イ 予防規程に添付する書類

- (ア) 石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
- (イ) 当該給油取扱所において、単独荷卸しを実施する運送業者のリスト
- (ウ) 石油供給者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所に対して確約した書類（契約書等）

ウ 危険物保安技術協会における評価の活用

危険物保安技術協会では、単独荷卸しの仕組みに係る評価委員会を設けて、石油供給者の構築する単独荷卸しに係る仕組みの評価を実施することとしているところであり、上記イ中「(ア) 石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類」については、当該評価の評価結果通知書を充てることができるものであること。

(4) 荷卸し中の固定給油設備等の使用に関する事項（R. 6. 2. 29 消防危第 40 号通知）

危省令第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 4 の「専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置」として、以下の業務を同時に行った場合に、いずれの業務もおろそかにならないように具体的な対応方法等に関する措置を定めること。

ア 専用タンクへの荷卸し作業の立会（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。）

イ 給油又は詰替え等の危険物取扱い作業

ウ 危険物取扱者以外の従業員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行うイの作業に対する立会又は監視

(5) 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の予防規程に定める事項（H. 30. 8. 20 消防危第 154 号通知）

下記(6)に記す可搬式制御機器を除くもので、主に電子決済機器や接客、在庫管理等の業務に利用する端末を想定したものであり、使用する場合は、次の事項について確認ができる書類を予防規程に添付させること。

ア 携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置

イ 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制

ウ 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置

(6) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式制御機器の使用に係る予防規程に定める事項（R. 2. 3. 27 消防危第 87 号通知）

可搬式制御器を使用する場合は次の事項について定めること

ア 可搬式制御機器の落下防止措置に関すること

- イ 災害発生時における可搬式制御機器の使用制限に関すること
 - ウ 迅速な初期消火を行うための消火器の配置に関すること
 - エ 可搬式制御機器による許可を行う上での教育及び訓練に関すること
- (7) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供する AI システムの導入に関する事項 (R5. 5. 15 消防危第 124 号通知)
- AI システムを導入したセルフ給油取扱所は、必要に応じて次の事項について定めること。
- ア 従業員が給油許可監視を実施する体制の確保
 - イ AI システムによる監視の対象となる給油レーンを利用する顧客に対し、給油レーンへの標示、ポスターの掲示、固定給油設備の画面表示又は音声案内等の方法により、AI による監視の事実についての周知
 - ウ AI システムが正常な情報を従業員に提供できない状態になった際、従業員がその状態を認識し、直ちに AI システムの使用を停止する体制
- (8) 給油取扱所における屋外での物品販売等に係る予防規程に定める事項 (R. 2. 3. 27 消防危第 88 号通知)
- 給油取扱所内において物品販売等の業務を行う場合は、次の事項を定めること。
- ア 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用すること。
 - イ 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないこと。
 - ウ 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示しないこと。
- (9) 給油業務が行われていないときの係員以外の出入りに関する事項 (R. 6. 2. 29 消防危第 40 号通知)
- ア 危省令第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 に規定する「緊急時の対応に関する表示」は、緊急連絡先、事故時の具体的な措置、指示事項等とする。
 - イ 危省令第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 に規定する給油の業務が行われていないときの保安のための措置として、次の事項について定めること。
 - (ア) 不必要な物件が放置されないようするための管理の徹底に関すること。
 - (イ) 裸火の使用の禁止に関すること (災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で発電機等を使用する場合を除く。)
 - (ウ) 消火器等の消防用設備等の適切な設置に関すること。
 - (エ) 不特定多数の者の利用に供する場合における利用者数の管理及び避難経路の確保に関すること。
 - (オ) 給油取扱所関係者が不在となる場合における火災予防上及び危険物の保安上の措置に関することとして、消火器等の追加設置、給油取扱所の事業者側における緊急時の対応に係る体制の確保、給油業務以外の利用者側における防火管理体制の確保、責任の所在の明確化に関すること。
- (10) LPGバルク貯槽を設置している給油所の予防規程に定める事項 (H. 10. 10. 13 消防危第

90 号質疑)

LPGタンクローリーからの受入中の安全対策について定めること。

- (11) 急速充電設備を設置する給油取扱所の予防規程に定める事項 (R. 6. 2. 29 消防危第 40 号通知)

急速充電設備の適切な監視、緊急遮断装置の操作方法及び従業員の教育を徹底するよう明記すること。

- (12) 非常用発電機を設置する給油取扱所の予防規程に定める事項 (H. 31. 4. 19 消防危第 81 号通知)

非常時の緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順、定期的な従業員に対する教育、対応訓練等に関する事項を予防規程及びこれに基づくマニュアル等に記載すること。

- (13) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油所の予防規程に定める事項 (H. 10. 3. 11 消防危第 22 号通知) (H. 29. 1. 26 消防危第 31 号通知)

圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関して定めるほか、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、固定給油の 1 回の連続したガソリン等の給油量の上限について定めること。

- (14) 圧縮水素充填設備設置給油所の予防規程に定める事項 (H. 24. 5. 23 消防危第 140 号通知) (H. 27. 6. 5 消防危第 123 号通知)

ア 圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の 1 回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること

イ 危険物から水素を製造するための改質装置を設置し、当該装置の暖機運転を遠隔監視とする場合は、次の事項について定めること。

(ア) 改質装置の監視、制御を行う場所

(イ) 改質装置の監視、制御を行う体制

(ウ) 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制 (消防機関への通報を含む。) 及び対応体制

(エ) 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練

- (15) その他

(1)イ保安の役割分担(ア)に関し、いったん認可を受けた所長又は危険物保安監督者が変わる場合においては、変更の認可の申請は必要とせず、届出をすることをもって足りるものとする。それ以降においても同様とする。

3 認可基準

予防規程が次のいずれかに該当するときは、認可を与えないものとする。

- (1) 危省令第 60 条の 2 の規定に基づく基本的事項が明確でないとき
(2) 予防規程に危政令第 4 章の規定に違反するものがあるとき

- (3) その他火災の予防上不適当と認められる事項があるとき
- 4 他の保安法規の適用を受ける危険物施設に対する取扱い
他の保安法規の適用を受ける危険物施設に対する取扱いは、次によること。
- (1) 鉱山保安法第 10 条第 1 項の規定による保安規程を定めている製造所等及び火薬類取締法第 28 条の規定による危害予防規程を定めている製造所等は、予防規程を定めなければならない製造所等から除外されているが、法第 16 条の 5 の規定に基づき当該事業所で定めた保安規程又は危害予防規程の提出を求めること。
- (2) 電気事業法に基づく保安規程の適用を受けている危険物施設については、当該保安規程の認可に影響を与えないよう考慮すること。
- 5 参考資料
危政令第 37 条の規定により予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の所有者、管理者又は占有者から、製造所等の区分、予防規程の適用の有無及び他の法律に基づく保安に関する規程の適用の有無を示した危険物施設の配置一覧表を予防規程の参考資料として提出させるよう指導すること。

第 9 仮貯蔵及び仮取扱の承認

法第 10 条第 1 項ただし書の規定により、指定数量以上の危険物を、仮に貯蔵し又は取り扱う場合（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準は、次によること。

- 1 仮貯蔵等の反復の制限
仮貯蔵等を行う場合は、原則として、同一場所において法定期間（10 日間）を終了後、反復して行ってはならない。
- 2 場所の位置
仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、危政令第 9 条第 1 項第 1 号の規定をおおむね準用するものとする。
- 3 屋外における仮貯蔵等
屋外において仮貯蔵等を行う場合は、次によるものとする。
- (1) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造った塀又はさく等を設けて他の部分と明確に区画すること。
- (2) 前号のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危政令第 16 条第 1 項第 4 号に定める空地の幅のおおむね 2 分の 1 以上の空地を保有すること。
ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危省令第 24 条の 12 第 2 項第 2 号に掲げる空地の幅のおおむね 2 分の 1 以上の空地を保有すること。
- (3) 第 2 類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が 21 度以上のものに限り）又は第 4 類の危険物のうち第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類若しくは動植物油類以外の危険物の仮貯蔵等は承認しないものとする。
- 4 屋内における仮貯蔵等
屋内において仮貯蔵等を行う場合は、次によるものとする。
- (1) 仮貯蔵等を行う建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、

かつ、開口部は特定防火設備又は防火設備を設けた専用の棟又は室とすること。

- (2) 仮貯蔵等を行う建築物内に、危険物以外の物品が存在する場合においては、当該物品が存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第 26 条第 1 項第 1 号ただし書で定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

- (3) 同一の建築物内において、類を異にする危険物の仮貯蔵等を行う場合は、類を異にする危険物ごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第 26 条第 1 項第 1 の 2 号ただし書で定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

- (4) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

5 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第 5 に掲げる第四種又は第五種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物等の所要単位の数値に達するように設けること。

6 貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、危政令第 4 章の規定を準用するものとする。

7 標識及び掲示板

仮貯蔵等を行う場所の見やすい箇所に、仮に貯蔵する場合にあっては「危険物仮貯蔵所」、仮に取り扱う場合にあっては「危険物仮取扱所」と表示した標識、並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、最大数量及び危険物取扱者又は管理責任者の氏名及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を掲げること。

なお、標識並びに掲示板の大きさ及び掲示板に表示する危険物の性質に応じた注意事項は、危省令第 17 条、第 18 条に準じたものであること。

8 地下貯蔵タンク等の定期点検に伴う危険物の抜き取り等

定期点検に伴い、地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合は仮取扱いの承認を、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は仮貯蔵の承認を要する。

- 9 タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵については、「タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵について」(H.4.6.18 消防危第 52 号通知)によること。

第 10 製造所等における火を使用する設備等の規制について

製造所等における法第 9 条に定める火を使用する設備等の規制について、法第 10 条第 4 項(危険物法令)において規制される場合は、原則として条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の基準を適用せず、条例第 44 条の届出は不要であること。

なお、条例第 44 条の届出が必要となった場合において、他の申請及び届出により条の基準に適合していると判断できる場合は、条例第 44 条の届出の添付書類の一部を省略することができる。(R.5.6.21 枚寝通知)